

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 JAPAN

1m 2 3 4 5 6 7 8 9 10

N 群中

昭和九年四日

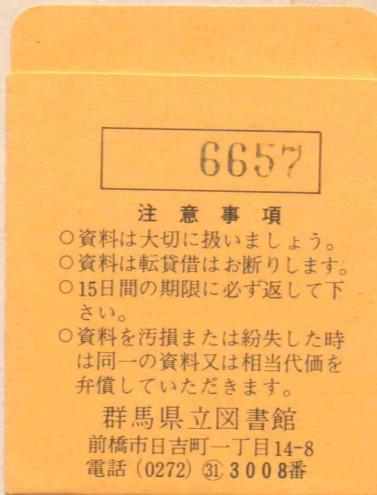
銀行國營三閥スル世界趨勢一

國政研究會



國政研究會

銀行國營に關する世界の趨勢
第一編 第二編 序 論 アメリカ 第一章 | 第十章



序

一、曩に昭和八年三月末、^ア我が今後の財政政策

^ミ起草したる際

我國が聯盟脱退後、列強の經濟封鎖的政策に
對し、自給自足的經濟政策を採る必要ありに鑑み、
我國產業の保護獎勵に全力を注ぎ、物價引上を策し
之が為めに、財政上には公債政策を持續し、究竟に於て
貨幣の平價切下を断行し、金融界の清算を為し、從
來財界に王座を占める銀行業務（^{信託保險等}）を國
家の管理又は直營に移し、彼等を産業の從属的地位に
就かしめんとする

旨述べた。爾來此の政策と世界の動きが如何なる關係に

ありやを注意して居たが、世界の動きも亦、銀行・國營に進み
あるを見た。尤も露西亞の共産國家や、伊太利の組合國家
では、銀行が國營又は國營と同一の作用をしてゐるが、であ
ろから、之を除き、其の以外の米國、獨逸、英國に就て、其

の趨勢の一班を調査したのが本書である。

二、アメリカの部は、みだりに揣摩憶測することを避け、事実の
展開に意を用ひ、大勢の推移する所を如実に示さんとした
ものである。

三、本書は昭和八年十二月、一應脱稿したりも、昭和九年一
月において、アスリカが平賃切下を断行したりを以て、之を
追補したものである。

四、本書はアメリカを第二編として、ドイツ、イギリスを第三編
とする。

昭和九年三月

國政研究會

銀行國管に關する世界の趨勢

目 錄

第一編 序 論

- 一 新舊兩時代における個人の地位
- 二 經済統制と金融機関の國管
- 三 必然的銀行國管の運命
- 四 銀行の國管並國家管理及國有の關係

第二編 アメリカ

- 第一章 ルーズベルト大統領の復興に關する新計畫

金融恐慌とルーズベルト大統領の就任
ルーズベルトの大統領 就任演説

右政策にあらはれたら諸政策

右政策に基きたる新計畫案

タグウェル教授の新計畫案に對すり意見

新計畫遂行の機関設置

十大特別機関

復興評議會

頭腦トラスト

私設最高顧問

復興計畫に要する資金總額

農村教育法と産業復興法の解説

六。 農村教育法

(A) 國家産業復興法

九。 産業復興に關する機関

(B) 中央機関

(C) 産業復興局

(D) 諸問機関

(1) 勞働審議會

(2) 産業審議會

(3) 消費者審議會

(E) 地方機関

(F) 地區復興局

一。 五。 四。 三。 二。 一。
右政策に基きたる新計畫案
タグウェル教授の新計畫案に對すり意見
新計畫遂行の機関設置
十大特別機関
復興評議會
頭腦トラスト
私設最高顧問
復興計畫に要する資金總額
農村教育法と産業復興法の解説

六。 五。 四。 三。 二。 一。

六。

五。

四。

三。

二。

一。

七。

六。

五。

四。

三。

二。

一。

七。

六。

五。

(B)

州復興局

(C)

外協議會

八〇

八〇

一〇 國家産業復興法に對する反對論

八三

第二章 新計畫の影響

八九

一 新計畫の遲延と一般民衆の要望

九一

二 株價の騰貴

九二

三 物價の騰貴

九三

四 失業者の減少

九四

五 嘗局者の保護と復興事業進行の程度

九五

六 公債買上の中止

九六

七 工業家及農民の苦情

九七

八 農民のインフレーション要望と示威運動
大統領の政策方向轉換

九八

九 小町村のため國家産業復興法の実施

九九

一〇 計畫の一部緩和

一〇〇

一一 第三章 ハーベベルト大統領の新通貨政策

一一一

一二 大統領の方針轉換と新通貨政策の聲明

一二二

一三 大統領の通貨政策に對するケスマラー
教授の批評

一三三

一四 初期の金政策

一四五

一六 新通貨政策による計畫の第一次

一六六

一七 実施要綱

一七七

六

右政策の実行による國內産金買上

一三五

新通貨政策の第二次計畫

一三八

其後の金買入

一四〇

金買入の値段

一四一

金買上の資金と買入高

一四二

第四章 新通貨政策の影響

一 瑪替ー株價ー物價に及ぼす影響

一四五

外國瑪替相場

一五七

對日瑪替相場

一五九

對日及對英瑪替相場と金買入値段

一五四

二 米の金買入政策に對抗する英佛の態度

一五六

第三章 株 價

第四章 物 價

第五章 資本の逃避

第六章 株 價

第七章 物 價

第八章 資本の逃避

第九章 株 價

第十章 物 價

第十一章 資本の逃避

第十二章 株 價

第十三章 物 價

第十四章 資本の逃避

第十五章 株 價

第十六章 物 價

第十七章 資本の逃避

第十八章 株 價

第十九章 物 價

第二十章 資本の逃避

第二十一章 株 價

第二十二章 物 價

第二十三章 資本の逃避

第二十四章 株 價

第二十五章 物 價

第二十六章 資本の逃避

第二十七章 株 價

第二十八章 物 價

第二十九章 資本の逃避

第三十章 株 價

第三十一章 物 價

第三十二章 資本の逃避

第三十三章 株 價

第三十四章 物 價

第三十五章 資本の逃避

第三十六章 株 價

第三十七章 物 價

第三十八章 資本の逃避

第三十九章 株 價

第四十章 物 價

第四十一章 資本の逃避

第四十二章 株 價

第四十三章 物 價

第四十四章 資本の逃避

第四十五章 株 價

第四十六章 物 價

第四十七章 資本の逃避

第四十八章 株 價

第四十九章 物 價

第五十章 資本の逃避

第五十一章 株 價

第五十二章 物 價

第五十三章 資本の逃避

第五十四章 株 價

第五十五章 物 價

第五十六章 資本の逃避

第五十七章 株 價

第五十八章 物 價

第五十九章 資本の逃避

第六十章 株 價

第六十一章 物 價

第六十二章 資本の逃避

第六十三章 株 價

第六十四章 物 價

第六十五章 資本の逃避

第六十六章 株 價

第六十七章 物 價

第六十八章 資本の逃避

第六十九章 株 價

第七十章 物 價

第七十一章 資本の逃避

第七十二章 株 價

第七十三章 物 價

第七十四章 資本の逃避

第七十五章 株 價

第七十六章 物 價

第七十七章 資本の逃避

第七十八章 株 價

第七十九章 物 價

第八十章 資本の逃避

第八十一章 株 價

第八十二章 物 價

第八十三章 資本の逃避

第八十四章 株 價

第八十五章 物 價

第八十六章 資本の逃避

第八十七章 株 價

第八十八章 物 價

第八十九章 資本の逃避

第九十章 株 價

第九十一章 物 價

第九十二章 資本の逃避

第九十三章 株 價

第九十四章 物 價

第九十五章 資本の逃避

第九十六章 株 價

第九十七章 物 價

第九十八章 資本の逃避

第九十九章 株 價

第一百章 物 價

第一百一章 資本の逃避

第一百二章 株 價

第一百三章 物 價

第一百四章 資本の逃避

第一百五章 株 價

第一百六章 物 價

第一百七章 資本の逃避

第一百八章 株 價

第一百九章 物 價

第一百二十章 資本の逃避

第一百二十一章 株 價

第一百二十二章 物 價

第一百二十三章 資本の逃避

第一百二十四章 株 價

第一百二十五章 物 價

第一百二十六章 資本の逃避

第一百二十七章 株 價

第一百二十八章 物 價

第一百二十九章 資本の逃避

第一百三十章 株 價

第一百三十一章 物 價

第一百三十二章 資本の逃避

第一百三十三章 株 價

第一百三十四章 物 價

第一百三十五章 資本の逃避

第一百三十六章 株 價

第一百三十七章 物 價

第一百三十八章 資本の逃避

第一百三十九章 株 價

第一百四十章 物 價

第一百四十一章 資本の逃避

第一百四十二章 株 價

第一百四十三章 物 價

第一百四十四章 資本の逃避

第一百四十五章 株 價

第一百四十六章 物 價

第一百四十七章 資本の逃避

第一百四十八章 株 價

第一百四十九章 物 價

第一百五十章 資本の逃避

第一百五十一章 株 價

第一百五十二章 物 價

第一百五十三章 資本の逃避

第一百五十四章 株 價

第一百五十五章 物 價

第一百五十六章 資本の逃避

第一百五十七章 株 價

第一百五十八章 物 價

第一百五十九章 資本の逃避

第一百六十章 株 價

第一百七十一章 物 價

第一百七十二章 資本の逃避

第一百七十三章 株 價

第一百七十四章 物 價

農産物の生産制限

一九三

農産物生産制限に對する補償金

一九六

農村問題でルーズベルト大統領、

一九七

農民の協力要求

一九八

全米農會聯合會年次大會の決議

一九八

第十七章 輸出貿易の促進計畫と

関稅獨裁權案の準備工作

一九一

禁酒法の撤回と機會に輸出貿易の促進計畫

一九三

關稅獨裁權要求の準備工作

一九四

當業者の輸入稅引上要請

一九五

特別通商政策委員會の設置

一九六

輸出統制會社設立の計畫

一九七

第八章 國家產業復興法の補強工作

一九八

ソヴィキット聯邦の國交回復

一九九

汎米會議に對するアメリカの策動

二〇〇

最近における關稅獨裁權要求の具休案

二〇一

産業復興計畫阻害に對

二〇二

最罰主義

二〇三

スウォープ氏の產業統制機関設置の提倡

二〇四

同盟罷業の増加

二〇五

労働組合の繁昌

二〇六

労働組合の國家產業復興法に對する苦情

二〇七

公共事業局支拂の労銀に對するロージャース

二〇八

教授の批難と産業復興局長官ジョンソン
の辯明

第十章 窮民の救済

- 一 冬季における窮民救済問題 二二二
- 二 直接救済を要する人々 二二三
- 三 労働争議と窮民救済資金の關係 二二四
- 四 窮民の救済資金 二二五
- 五 窮民救済の施設 二二六

銀行國營に関する世界の趨勢

第一編
序論

一

十九世紀は個人の自由競争によつて、個人の全
能力を發揮せしめた。國家は個人の自由、保護の
権限であり、従つて國際關係も亦、各個人の自由尊重の爲めに
存在したのである。

然るに個人の全能力發揮は二十世紀の初頭において、其の頂點に
達した。

そこで一大轉回が行はれた。それは世界大戦争であつた。

此の戦争は帝王、主權者の野心の如く見えたが、実は人類の現有
うち文化の力と相角闘せしめ、更に次の段階に飛躍するの階梯
であつたのである。故に此の世界大戦争を分歧點として、人類の全
能力を發揮し盡した個人によつて、精神的・に國家は改造さ

4 亂つ、ある。

此の精神的改造されつ、あり國家は、十九世紀流に見れば、個人の自由を抑壓すに見えるが、実はソウでないのである。此の自由人が作りつ、あり國家は、國際的自由の立場に置き直されつあるのである。

だから將來の國家は十九世紀の國家と異なり、個人の放任的自由を尊重するよりは、新國家としての團結、發達を圖らねばならぬのである。

此の篇に國民經濟に一大統制を加へなければやらぬやうになつた。故に統制を加ふるが爲に、個人の自由を抑壓すに見えるのは、十九世紀流の觀方である。内容は依然として個人の自由を尊重し保護するのである。

即ち十九世紀の國家は、帝王、王權者、國家であつたが、現今で

は、帝王、主權者と國民と一休となつての國家である。此の新國家は國際的には自由の立場に在るものである。唯だ十九世紀と現代と異なり點は十九世紀に在つては、個人の全能力を發揮せしめる篇に放任的に國家は個人の自由を保護、尊重したのであるが、現代は此の全能力を發揮して、頂點に達したる個人の能力に連絡あらしめ、系統あらしめ、更に一大飛躍をささしめ、以て新國家として世界に雄飛せんとするに在る。

二

だから國民經濟に統制を加へて行くのは、新國家と

して是非とも必要なことで、若レニルなく、十九世紀流に徒らに自由放任に任せ置かんか、其の國家は遂に衰亡するの

5
經濟統制と
金融機関
の開拓

6. 外ないのである。即ち優秀な個人を有レザがら、滅せた國家は其

の例に乏しくない。之は國家の統制力が衰へた爲めで、國家の統制力が衰へれば、個人の優秀な力も十分發揮する事が出来ぬからである。

今後の國家の中心は國民經濟である。故に此の國民經濟の整理——統制を必要とする以上金融政策に関する事も亦、舊義を墨守すりゆけにゆかぬ。國家が經濟統制を行ふて実效あらしむるには、金融機関と國有とせらるまでも、^{の經営は國家の手に收め、統制經濟に對する資金供給を、國家の欲すり所に適合せしめるやうにせねばならぬ。}

それアメリカの現状が恰もそれである。復興の爲めに全力を傾け金融に關しては割合底氣である。其の原因は全部其の爲めとはいけないが、多部分其の爲めである。だから此頃ではいよいよ銀行の國家管理に足を踏み込みてあるではないか。之が進むば銀行の國管まで進むてあらう。若し其處まで行けぬやうでは、復興の実效を收めることは覺束ない。

獨逸に在りては、伊太利に倣つて國家の結合を圖りつゝあるが、金融機關の國有は時期の問題である。今反對論もあるやうであるが、結局其處まで行かずには済かないであらう。

英國はかねて労働黨が、銀行國有を策したが、今は聯合内閣で現状維持であるが、近頃労働黨の勢力挽回が目に見えて來たから、フアッショニ對する憧憬と共に、國有説が盛んになり、遂に國有まで進むであらう。

かうかねば佛國であつても、國有をやらぬまでも、實質的に國有の実を擧げること、あらう。

三、

あの世界大戦業で、經濟の一大統制を餘談かくしたとはいふもの、
実に十九世紀舊時代と新時代との境目に立つて、新時代に對する
準備的講習會であつたのである。

兎に角銀行の國管は必然的である。唯其遲速は經濟統制の
效果を遅らすだけのことである。

以下アメリカの復興作業が、銀行國管にまで——無意識的に
もせよ——追みつ、あり、狀況を述べ、次で獨逸、英國における銀行
國管論を述べやう。

四

銀行の國管並
國家管轄
国有の關係

本論の銀行國管に關し、國家管理、又は國
有の關係を一應辨じておかう。

一、銀行の國管とは銀行の事業經營權を國家に掌管
し、株主は出資に應し、單に配當を受けるに止める。
従つて經營に對し何等の表決をなすことは出來ない。
故に收入に差異あるも銀行預金者と同地位にあ
かねるものである。

二、銀行の國家管理とは、銀行の事業經營に對し、國
家が指導的位に立ち、其の手引指導の下に実行せ

しあらものである。

三 銀行の國有^レは、國家が其の株式を買収して舊來の株主に換^レるものである。従つて銀行の事業經營は國家の直営となりのが普通である。

今其の得失を見ると、銀行國家管理は經營者の勢力が大なる場合には、國家の指導を肯せず遂に國家の所期する目的を達成す^レりニシ^レが出来ぬ虞^レがある。又銀行國有は株式買収に巨額の資金を要し面倒である。故に銀行の事業經營權をのみ國家の手に收め、國家所期の目的を達し得る國営^レを主張するものである。

然し、^一銀行國有^レにも反對論はある。而して其の主要なるものは左の三點である。

(一) 営利衝に經營が出来ぬ。

(二) 営利衝に服務を缺く。

(三) 政治家が銀行の貸付に干渉し、不良入^レ不正貸出が増加す^レ。

といふのである。

第一に営利衝に經營が出来ぬといふ點については、元來銀行は、國家の利益といふニシ^レを念頭に置いて經營すべきである。然るに從來單に私利私益のみを目的としたから、資金供給が大事業のみに偏り、事業に對する資金の供給が

圓滑を缺いたのであり。故に將來「銀行國嘗」の曉には、資金の運用を公益的見地よりし單^{かなら}利益にとらはれぬやうせねばからぬのである。

第二第三に至つては、事務擔任者の選定と、綱紀肅正並に政黨革新の問題であつて、本論はこれらの大弊害が除去されることを前提とするものである。若し「銀行國有」に對し、第二第三の憂かありといふやうに政府、政黨ともに舊態依然たるものであらば、革新的施設は何等望むことは出來ないのである。

第二編 アメリカ

第一章 ルーズベルト大統領の復興に
すり新計畫

金融恐慌と
ルーズベルト大統領の就任

米國には千三百萬人の失業者と、千三百億弗の
國內負債があつた。

又其の國富は一九三五年（大正十四年）の參千六百二十四億弗が、八年後の一九三三年（昭和七年）には、ニ千四百七十三億弗となり、三割二分に底下し、其の國民所得も亦一九三五年の七百七十億弗が一九三二年には三百八十三億弗となり、約五割に底下した。ハーラ際一九三三年二月に起つた銀行休業と餘議なくせしめた。ぎは、遂に三月四日に入つて全米の銀行休業を餘議なくせしめた。此の金融恐慌の真最中——三月四日、フランクリン・ルーズベルト氏は第三十二代の大統領の就任式に臨んだ。其の

米國新閣員

國務長官 コーデル・ハル
 財務長官 ウィリアム・ウッデイン(一九三四年一月一日モル
ゲンショウ氏財務長官となり)
 適信長官 ジエラード・フアーリー
 司法長官 ホーマー・カミングス
 陸軍長官 デヨージ・ダーリン
 海軍長官 クロード・スワンソン
 商務長官 ダニエル・ロー・パー
 內務長官 ハロルド・イックス
 農務長官 フランセス・ペーキンズ
 戰長官 ヘンリー・ウォレス

であつた。

二

ルーズベルトの大統領の
就任演説

ルーズベルトの大統領、ガルバ、三月四日(一九三三年)
 晴れの就任式に臨んだ。かくて氏は國會議事堂に
 おける式場に入り、大審院長ヒューズ氏の前で

余は忠実にアメリカ大統領の職務を遂行し、且つ余の能力の
 最善を盡して、アメリカ憲法を保持し、保護し、且つ防護す
 きことを嚴肅に誓納す

との宣誓を行つた後、なしたる就任演説は尤の如くである。

ルーズベルト大統領の就任演説

(一九三三年三月四日ワシントンにて)

本日は國家的奉獻の日である。余は大統領就任に際

して我が國民諸君が必ず期待して居るに信ずるが、ことには余は我が國家目下の状勢が要求する所の公平と決意を國民諸君の前に披露せんとするものである。

今や眞実を、凡ゆる眞実を明らかに大膽に語るべき、最も勝れた時である。且ス現在我國の状態に對して正直に直面することを避くべき要はない。此の偉大なる國民は過去において耐へ得たるが如く、今後も必ずや耐へ得るであらう。而して更に回復し繁榮するであらう。それ故に先づ何よりも余は吾人の恐れねばならぬ唯一のものは恐怖の念、即ち退却を前進に轉換せしめに必要がる努力を麻痺せしめんとする、不合理にて理由なき恐怖心そのものであるとの信念を述べんとする。

我が國民生活の暗澹たる時に際して、指導者の公明と元

氣は、國民諸子の理解と援助の下に勝利を收めてゐる。故に余は此の危機の日に際して、國民諸子が國民の指導者に對して再び援助を與ふることを確信してゐる。斯くて如き精神を以て、余並に國民諸君は共に共通の難局に當らねばならぬ。幸に此の難局は單に物質的事実に關するに過ぎない。今や物質的價值は驚異的標準にまで委縮してしまつた。租稅は加重されてゐる。しかも吾人の支拂能力は減少してゐるのである。斯くて如何なる政府でも重大なる歳入の減少に際會し、貿易は自由に通商されず、工業的企業は將に破壊として各方面にその殘骸を横へてゐる。農民は農産物の販賣市場を見出しえず、多數の家族の多年間の貯蓄は今や彼等の手を去つてゐる。

更に重要なことは、無数の失業者が生存と言ふ陰惨な問題

に直面し、又之と同等の多數の人々がその労働の報酬として得る所得は、極めて渺少であると言ふ状態である。單に愚鈍な衆觀主義者のみが此の暗黒的存続を持つてゐる時代を肯定し得るのである。

然れども吾々の困苦は物質の缺乏から来るものではない。吾人は蝗の災厄により困却してゐるのでない。吾々は吾々の先祖が信じ且つ恐れなかつたが故に打ち勝ちたる危険に比較して尚ほ感謝すべき多くのものを有してゐるのである。自然は今尚ほその賜物を吾々に提供してゐる。而して人間の努力によりてそれは倍加されてゐる。吾人の門戸には多量の物資があり、だがその供給物資を眼前にしてゐながら、十分に使用する力が萎微してゐるのである。

此のニエは元來、人類の物資の交換を司る支配者達が、頑たざれてゐる。

眞に彼等は努力した。だが彼等の努力は傳統の型の中に投げ出されたためである。不謹慎なる貨幣交換者の実際的行動は、今や人々の情と意により拒否せられ、公衆の輿論の審判の庭に立たざれてゐる。

眞に彼等は努力した。だが彼等の努力は傳統の型の中に投げ込まれてゐる。信用の缺陷に直面して彼等は單により多くの金を貸すことのみ提案した。國民諸君を彼等の誤まると指導に導くべき利潤と言ふ誘惑物を取り除かれて、彼等は信念の回復に對して涙ぐましい辯護をしながら勧告の手段に訴へた。彼等は私利を計る人々の法則を知つてゐるに過ぎない。彼等は洞察力を持つてゐない。洞察力もたない時は人類は疲弊する。

高き地位から逃れ去つてゐり。吾人は今やその殿堂と昔の眞実に回復し得るであらう。復興の程度は、金銭上の利益よりも高尚なる社會的價値を吾々が適用する程度如何にある。

幸福は單なる貨幣の所有の中には存しない。幸福は完成の喜悅の中に、創造的努力の感動の中に存する。働くことのよろこびと道德的刺歎は、最早消失し去らんとしてゐる利益を狂的に追求するニヒによつて、忘れられてはならない。然し此の暗澹たる時代が、吾々の眞の運命を助けらるるにはあらずして、吾々自ら並に吾々の同胞に役に立つて言ふニヒを吾人に教訓すらならば、吾々が此の暗澹たる時代に支拂ひたる犠牲だけの價值をあたへてくらるものであらう。

成程の標準との物質的富の虚偽なりニヒの認識は、勢い

官吏高政君的地位が、單に地位や個人的利益を誇るニヒの如何によつてのみ價值判断が行れてゐるとする誤れる信念の廢棄と共に行動してゐるものである。故に此の意味において無情且つ利己的なる悪事に、しばらく神聖なる信賴をあたへたら從來の銀行乃至商業における行為は終焉せしめねばならぬ。此の意味にあける信任がその勢力を失つて行くと云ふニヒに大した不思議はない。何故ならば、信賴は正直、名譽責任の神聖、忠実なり保護、非利己的か動作を基礎として成育するものである。若し此等のものがないとしたならば、信任はその生命を完うすることは出來ない。

然りと雖も復興は獨り倫理の変更のみを要求するものではない。我が國民の要求するものは、あくまで行動、然も現在における行動である。吾々の最も偉大なる最初の課題は、國民に職を與へる

ことである。此の問題は吾々が賢明に勇氣を鼓して立ち向ふ時に不解決のものではない。それは戰時ににおける如く政府直接の労力募集によって一部今は遂行し得るが、天然資源の利用法の改良と促進すべき方策を考究するニヒが更に一層必要である。

此のことと相並んで吾々は、吾々の工業中心地における人口過剩を率直に認めねばならぬ。そうして國民的規模において人口の再分配にあたり、次て土地を一層よく利用するニヒに努めなければならぬ。斯くしてその課題は、農産物の價格を引き上げ又て購買力を増加せりむるやう努力することでなし遂げらる。實際には吾々の小家庭や吾々の農園は、抵當流れによる損失の發生を防止するやう努力しなければならぬ。思ひ切つて聯邦、州、及び地方政府が経費の大節減を行ふやう主張しかければならぬ。國家の補助的活動にして今日雜然としてゐる非經濟的不均あるのみ。

等これらものは統一するやう努力しなければならぬ。尚交通運輸其他の純然たら公共事業を國家的計畫の下に監督すべきである。復興の道は多々有る。然しそれが單に語らひをゐるのみでは達成せらるべきもない。今や行動ありのみ。然も即時之行動あるのみ。

而して最後に吾々の回復の過程において、吾々は古き組織の悪の報いに對して二つの防禦政策を要求する。即ち總ての銀行業務及び信用投資に對しては嚴重なり監督を要し、他人の金による投機は之を終熄せしめねばならぬ。而してあくまで適正にして健全なる通貨の流通を期せねばならぬ。

かかる実行計畫を通じて吾々は收入をして支出より多からずめ、又て自國民の國家を整頓せしむることを切言して止まない。國際貿易は勿論非常に重要であるが、健全なる國民經濟の

樹立に比較すれば寧ろ第二義的のものである。余は實際的政策として、最初に第一義的事項を持つてることに賛成するものである。余は國際的な經濟の改善によつて、世界貿易を恢復すべき努力を各るものではないが、國內に於ける非常時態は世界貿易の恢復完成を待つてゐることは出來ない。

國民的恢復のニル等の特殊方法を指導する根本思想は狹隘なる國民主義的のものではない。それは第一義的にアメリカ合衆國の各部分、及び其の中の種々なる要素の相互秩序の主張である。即ち開拓者としてのアメリカ精神の古くして永久的の重要な發露の認識である。ニルニモ恢復への道である。直接の道である。而して永續的恢復の最も強烈い保證である。

國際政策の方面において、余は有ら他人の權利を尊重すると共に、條約の義務及び神聖を遵守する善良なる隣人の政策

を以て我が國民の政策となさんとする。

余が吾々米国人の感情を正確に讀むならば、又前には認め得ざりし相互秩序を今認めてゐる。即ち單に取るのみならず同時に與へねばならぬことであり、又若し吾々が前途せんとするならば、共同の規律の利益のためには犠牲を惜まない様に訓練せられたり忠誠なる軍隊の如く動かねばならぬ。何人となれば斯くの如き規律がなければ如何ばかり進歩も在り得まいし、如何ばかり指導も無效となりからである。共同目的の達成を目指す指導を可能からしめるために、吾々はかかる規律の下に吾々の生命財産を抛つ覺悟があることを余は知つてゐる。より大なり目的が吾々を結束せしめ、更にニルまでは戰時にのみ喚起され得た義務の統一により、神聖なる責任として吾々總べての一致團結を誓約することを提議する。此の誓約が諸君より得らる、限りは、余は躊躇なく吾等共通の

問題のためには挙げ、又訓練されたら我が偉大なる國民軍の指揮者的地位を占めんとするものである。

此の考に對する行動、此の目的への行動は吾々が祖先より継承せらる政局形式の下で行ひ得るものである。我が米國憲法は簡單にして實際的なるを以て、根本形式を毀損することなくして外部の要求に適合すべく変化せしめられたるのである。ニルニミ我ガアメリカの政体が近世世界に類つき最も勝れたる永續的政局機構たり所以である。そルは領土の大膨脹、對外戰爭、國內鬭争、國際關係等の壓力に總べて耐へて來た。

而して行政府と立法府との平常の均衡が全然平等であり、吾々の眼前にある未曾有の課題に際して全く適當に處すべきニとかが望まれてゐる。然しながら躊躇するを許さざる行動に對する未曾有の要求と必要は、官廳の一足のキジの常態的均衡

から一時的には離脱する必要が生ずるかも知れまい。

余は我が憲法上の義務に基き、因應せらる世界に立つて因應せる國民が必要とする方策を警告せんとする準備を有する。此等の諸方策乃至我が議會が其の經驗と明智より作り出す他の諸方策に對して、余の憲法上の權限の範圍内において最も迅速かつ採用を要求するものである。

若し議會にして此等二つの手段の一つとも採らず、國家的非常時の依然として去らざる場合に、余に直面する義務の明確なる手段を回避しないだらう。余は此の危機に處すべく残された唯一の方策につき、我議會に要求す。即ち危機に際し、戰爭に訴ふる廣汎な執行權——吾々が外敵によりて侵入された場合においてあたへれる、が如き大きな權力——を余は要求する。

余に託せられたる信賴に對して、余は時宜に適した勇氣と熱

心とを以て報いんとする。少くともそれだけはなし得る。

吾々は國民的統一の勇氣と、古き且つ貴重道徳的價值を追求する明確な自覺と、老若共義務の嚴格なる履行より生ずる清き満足感を以て、吾々の眼前に横はる苦難に直面する。吾々は圓滿にして永久的國民生活の確保を目指してゐる。

吾々は原則的デモクラシーの將來を疑つてはゐない。合衆國の國民は失敗したことはなかつた。彼等は其の要求において直接的活氣あり行動を望んだ。彼等は指導者の下における訓練と指導とを請求しきたつたのである。彼等は余を以て其の欲望実現の直接手段とした賜物の精神において、余は此の立場を受取るのであら。

此の國家奉獻に當りて吾々は謹んで神の恩寵を乞ふ。神よ吾々の一人一人を保護し給へ、神よ今後常に、余を導

き給へ。

三

右演説はあ
らはれたり諸
政策

右の演説中にはあらはれたる諸政策は、

- 一 國民に職を與へること。但し政府自身も求人する。
- 二 工業都市と地方との人口不均衡を是正し、田園を有利に利用する規定を設けること。
- 三 アメリカの農産物の價格引上げに努力し、ニルによつて各都市の生産物に対する購買力を創造すること。
- 四 低當流水による損失を防止することにより、小家庭及び農園の没落を防止すること。

五 聯邦、州及び地方政府が経費の大節減を行ふこと。

六 救済事業の統一を圖ること。

七 一切の形式における運輸及び通信其の他公共事業の全國的

計畫並に監督を実施する。

八 總ての銀行業務及び金融並に投資を嚴重に監督し、他人の金を以て投機をなすことを終熄せしめ、十分なる、しかして健全なる通貨の規定を設け、又て舊來の忌むべき事態の復歸を防止すること。

といふのである。二ルが所謂「八點計畫」である。

四

右の政策に基き發せられたる左の重要法律は所謂ル
新計畫

ズベルト大統領の「新計畫」の根幹をなす基礎法

である。

一 緊急銀行法（一九三三年三月九日）

（指孤内の日附日大統領の署名の日と示す）

金融恐慌時ににおける大統領の金輸出禁止其の他の緊急対策を追認し、更に金及び外國鈔替に対する廣汎な統制権を與へ、全國銀行の統制権を政府の手に集中し、公債、手形類を準備とする新通貨の發行並に加盟銀行に對する貸出條件の緩和等を規定したものである。

二 政費節約法（一九三三年三月三十日）

今會計年度における歳入不足見込額は、十二億弗に達する

を以て、之が一部補填をなすために政費を節約し、又財政上の信用維持を目的としたるものにして、出征軍人恩給手當及び聯邦官吏の俸給額削減に関する権限を大統領に賦與するものである。ニルによる政費節約の見込額は、軍人恩給手當削減額額一億七千九百萬弗（現在支出年額）、聯邦官吏俸給減額納（億三千五百萬弗）（減率は一割
五分以内）、計三億千四百萬弗にして、別に政府各部局の改造により、二億弗以上の節減をなし、合計五億弗の大節約を期するものである。

三 農村救済法（一九三三年五月十二日）

農産物價格の引上、農村負債軽減のため、三十億弗の公債増發、三十億弗の通貨増發、平價切下等に関する規定にして、「新計畫」中國家産業復興法と共に最も重要なものである。

四 緊急失業救済法（一九三三年五月十二日）

聯邦政府に五億弗の失業救済基金を設定して、各州に失業救済金を復興金融會社を通じて、交付するものである。

五 テネッシー河開發法（一九三三年五月十八日）

テネッティー河流域管理會社を創設して、テネッティー河の航行改善、河水氾濫の防止、流域の再植林、沿岸農工業の開発、多年の懸案たるマッスル・シヨールズ發電所の建設等を行はしめんとするものである。而して資金は期限五十箇年以内、利率三分半以下の債券五千萬弗を發行し、ニルに充當する計畫である。

六 ウオルステッド法修正（一九三三年五月二十二日）

酒精含有量三・二パーセントの酒類の合法化、所謂禁酒法撤廢の先驅である。税金は一樽五弗、ニルによる歳入豫定は一億

五千萬弗である。

七、証券投資保護法（一九三三年五月三十日）

證券賣買の公正と所期せらものにして、賣買に伴ふ不正行為を防止して投資家を保護し、各州間の證券取引を政府の監督下に置くことを規定したものである。

八、失業救済再植林法（一九三三年五月三十日）

都市における失業者約三十五萬人をもつて、民間森林地域に送つて、植林事業に従事せしめ、之による失業救済と國富増進の一石二鳥的効果をねらつたものである。大統領は四月五日此の目的のために千萬弗の資金を支出した。

九、金納款廢止法（一九三三年六月五日）

公私債務の金納款廢止を聲明し、アメリカの金本位離脱を法律により確認したものである。

一〇、職業紹介法（一九三三年六月六日）

公立の全國職業紹介所と設立維持し、ニルが統一又は能率向上を圖るため、労働省内に職業紹介局を新設するものである。

一一、小住宅再融資法（一九三三年六月十三日）

資本金二億弗を以て住宅貸付會社を設立し、ニルに最高四分利付の二十億弗の社債を發行せしめ、一口ニ萬弗以下の擔保付小住宅に對して、再融資を行ひ、低利借換を可能ならしめんとするものである。

一二、國家産業復興法（一九三三年六月十六日）

産業統制と三十三億弗の大公共事業の振興とを計畫し、全國の景氣回復、失業者の續減、最低賃銀の保証、最高労働時間の規律を行はんとするもので、農業救済法と相並んで

三大重要法典をなすものである。

三 鐵道合理化法（一九三三年六月十六日）

全國鐵道網の合理化、財政の立て直しによる鐵道業の再建を圖るものである。

四 改正銀行法（一九三三年六月十六日）

懸案の銀行制度の改善、及び預金者の保護を圖つたものでグラスの提案を骨子として支店制度の確立、商業銀行と證券會社との分離を行ふものである。

五

タグウェル教授
の新計畫案
に對する意見

右新計畫案に對する考方に關して、其の後頭腦下ラストの總帥モレーの辭職後、其のあとを受けて

總帥となつた、レキスフォード・ガイ・タグウェル教授の意見を述べておこう。

タグウェル教授は最近シカゴ大學のハーワード・シー・ヒル教授との共同労作として「現代の經濟社會と其の問題」と題する經濟學のテキストを上梓したが右書中に關して

アメリカは將來ソヴェート・ロシアの挑戦により、建國以來の傳統的か經濟的個人主義を拠棄し、産業の社會統制を実施し、計畫經濟に移らざるを得ざくなりであらう。述べ、更に英國正統學派の主張した自由放任政策は米國においても既に事實上終焉したと説き、

ルーズベルト大統領の新規蔣直し政策＝ユーディールも、さう永續きし得り性質のものでないが、米國の經濟社會の構成を社會統制の方に向て改革するためには、最上の好機會を與へるも

のである。ソヴェートにおける國民生活の水準が現在の如く低い
中は問題はないが、二小か早晚米國におけるニルと同じ水準
にまで向上し來つた暁には、ソヴェートの政局、經濟機構の持つ
強味は、米國に對して大脅威となつて現れるであらう。

余の主張する正しい意味における計畫經濟なりものは

一國の生産力並に之の發達が個々の企業に齎らす利潤
のみによつて決定されず、もつと社會的か價值標準に依つて支
配される社會といふのである。

と論じて、米國資本主義の將來に對し、極めて興味あり観測
をなしてゐる。(一九三四年三月十六日)

六

新計畫進行
の機關設置

右の如くが法律は大統領の言葉を借りば
個々の計畫の偶然の寄せ集めではなく、最初より
順序を立て、計畫を相合して一體をなす各部分である。

といふ此等の法律によつて、規定された廣汎な大事業を遂行するため、
ルーズベルト大統領は、内閣十省の外に特に

(4) 十大特別機関

産業復興局

公共事業局

農事調整局

農事金融局

復興金融會社(從來のものを存續)

住宅融資會社
運輸再設局

緊急救濟事業局

森林開發局

テネツシ一河開采局

を設け、更に其の上に全體を統制するため

(口) **復興評議會**

復興評議會

と稱する一種の超内閣を設けた。而して其の觸は

各省長官十名の外、新機関の長官全部及び

豫算局長

ダグラス

民主黨全國委員長

ウォーカー

の諸氏を以て組織する最高の機関である。

此の外大統領の帷帳にあつて、各種の理想案を進言する所謂

頭脳トラスト

頭脳トラスト

(八)

頭脳トラスト

がある。元來此の頭脳トラストは、ルーズベルト大統領

が其の祕書ハウ大砲と將來の對策を練つた結果案出されたもの

である。即ち

新しき政局を樹てには、現在の情勢に適合する各種の施設が必要である。其の施設を組立ててには、モルグ其の道の専門家の力にまたがりを得ない。

といふのであって、最初に招請された専門家は

頭脳トラストの總帥たる

モレト教授

國家産業復興法の組立役たる

タグウェル教授

鐵道合理化法の案出者たる

バリー教授

の三人であった。此の三人はルーズベルトの選舉戦に臨むに當つて、晝

司法制度の改善はモレー教授によつて

鐵道救済は バアリ教授によつて

農村救済は タグウェル教授によつて

いづれも書き下されたものである。而して此の頭脳トラストのメンバーは、ルーズベルトが大統領とならや、其の数を増し、其後多少興動を生じたが、一時は三十一名にも達した。此のトラストは人をして

日常の行政事務を擗かんとせば、閣僚に尋ねよ、高等政策を擗かんとせりからば、頭脳トラストに會へとうたはしむるに至つた。要するにルーズベルト大統領の智慧袋である。其のメンバーたるや、ルーズベルト大統領が選抜したいづれも斯界の權威者達である。而しこれら學者の大多數が、新學説テクノクラシーの共鳴者であることは興味あり矣ぞ、注意すべきことでもある。今其のメンバーの顔觸れを示せば丸の如くである。

一 モーリー・モラー

コロンビア大學の法科の教授で、大統領の經濟顧問長で國務次官補であったが、頭脳トラストの總帥である。從つて頭脳トラストの意見は、彼を通じて大統領に傳へられてゐた。其の後、ハル國務長官の經濟的國際主義に對し、經濟的國家主義を主張し、其の東響は國際經濟會議において顯著となり、遂にモラーは（^{但九月六日まで}）一九三三年八月二十日辞表提出。（其職は留り）（四十六歳）

二 ヘンリー・アガード・ウォレス

農村更生の重大使命を擔ふた農務長官で、四十五歳の少壯大臣である。彼はコロナル大學に學んだのであるが、農業雑誌を主宰し、かねて農園を經營した。又彼の父は共和黨内閣時代に、農務長官をやつたことがある。が共和黨が農村

を重要視しないので慷慨して職を辞して農村に重きを置く
民主党に戻つた。

三、レキスフォード・ガイ・タグウェル

アメリカ第一の統制経済學者にして、前コロムビア大學の農業經濟學教授である。農業救済法案は彼の起草したものである。而してモレー去つた後に於て彼は頭腦トラストの總帥として働くのである。

四、ウイリアム・クリステナン・ブリット

エール大學を卒業し、歐洲方面における外交智識にすぐれた人で、ロシア兼認の急先鋒である。而して國務省顧問である。(四十二歳)

五、アドルフ・アウガスタス・バアリー

鐵道救済案の起草者として知られたバアリーは、三十六

六、アーヴィング・ワーナー

歳の少壯學者で、コロンビア大學の教授である。復興金融會社鐵道貸付課長である。

七、ゼームス・ホール・ウオアバートン

ハーバード大學を卒業して、各地の銀行業に従事した金融權威者で、現在ロバシク・オブ・マンハッタンの副頭取である。リウイス・ウイリアムス・ダグラス、アスリカ政府の赤字補填のため、政費節約案をたてた人で財務省豫算局長である。(三十八歳)學歴としては、アマハト大學を卒業したら後、ボストンのマサチューセッツ工科において採礦冶金學を研究した。

八、ダーン・グッダーハム・アチエソン

エール大學及びハーバード大學を卒業して、法律実務に従事した人で、財務省財務次官である。後ち(一九三三年十一月十五日)

ウーディン長官の桂冠と共に其の職を去った。(四十一歳)

フランシス・パートキンス

アメリカで最初の婦人大臣として、労働長官である。ペンシルバニア大学及びコロンビア大学を卒業し、社会事業に活動し、ルーズベルトが知事時代に、ニューヨークの産業監督官として、其の手腕を認められた。元来彼女はウォレス(農務長官)とモルゲンソウ(財務長官)の三人は、ルーズベルト家の一家族として待遇せられてゐた位の信任の厚かつた人である。(五十歳)

チャールズ・ウイリアム・タウシック

貿易と関税の専門家で、砂糖事業界の重鎮である。

ニーハンリー・モルゲンソウ

コロンビア大学で経済學を講じてゐたが、モレー教授と同

じくルーズベルトの選舉戦に、其の幕下の参謀として全力を傾倒したものである。其の功によりウォレス農務長官の下で、農事金融局長となりたが、其の後ウーディン財務長官の賜暇休養(一九三三年十二月十五日)に際し、財務次官に轉じ、長官代理となり、一九三四年一月一日ウーディン氏の辞職許可と同時に長官となりた。

モレー教授は大統領の獨裁權の法律的解釈に盡力したが、モルゲンソウはルーズベルトの全般的政策の可能性について最も功献してゐると云はれてゐる。(四十一歳)

右十一名は主要メンバーである。其の外

モードカイ・エデキール

現農務省經濟顧問で、前スコットランド大学經濟學教授である。

六 ジヨン・デツキンソン

現商務次官で、アマハースト大學の歴史教授で、又ハーバード大學の政治學の教授であった。(三十八歳)

三 フエレキッス・フランクファウター

ハーバード大學を卒業して、嘗て陸軍次官及び労働次官となつたことがある、又ハーバード大學で法律教授でもあつた。

(五十歳)

四 イスマスエル・アレキサンダー・ゴールデンワイサー

コロンビア大學を卒へ、嘗て移民局顧問、國勢院顧問農務局顧問となり、後聯邦準備局に入った。(四十九歳)

五 ウィリアム・スタイル・マイヤス

現農務局顧問で、プリストン大學の教授である。

(五十五歳)

六 エム・エル・ウイルソン

現小麥生產課長で、モンタナ州立大學の農業經濟部主任教授である。

七 ジヨーデ・エラ・ワーレン

現商務省顧問で、コーネル大學の農業經濟及び農業經營學の教授である。

八 ジームス・エッチ・ロディヤース

現商務省顧問で、エル大學の政治經濟科長である。

九 ジヨン・デツキンソン

現商務次官で、前ペンシルバニア大學の法律教授である。

一 ハーヴード・イー・バブコック

現農務局長次席で、前コーネル大學市場教授である。

二 ヘルマン・オリハント

現農務局總參事官で、前ジョン木ブキンス大學教授である。

三、ハンソー・オーハダソン

現常設仲裁々判所アメリカ委員で、前ハーバード大學國際法教授である。

三、ダブリュー・エム・ダブリー・スプロウ

現丹際商業委員顧問で、前テキサス大學經濟學教授である。

四、ノサドル・ルービン

現労働省労働統計監督官で、前ミズリ大學經濟學教授である。

五、オーラム・ダブリュー・スフレーグ

前ハーバード大學財政、銀行教授で、財務省長官ウ

六、ジョーダ・エラ・ゾーク

1. デイシンの最高顧問であったが、其の後ウーデイシンと連袂辞職した。(一九三三年十月廿日)

七、アーサー・モルガン

現教育局監督官で、前ペンシルバニア州立大學現成史教授である。

八、アーサー・モルガン

現テネッシー平原監理局長で、前アンチオクカレッジ總長である。

九、ハーベート・エー・モルガン

現テネッシー平原監理局員で、前テネッシー大學農科教授である。

十、リンゼー・ロッヂマース

現復興局產業顧問で、前コロンビア大學公法教授であ

云々 フアーレ・ダーン・ハーワード

現復興局参事で、前ノースウェスター大学経済學教授である。

等二十名がある。二ルで合計三十一名となり。

右の外に

(二) 私設最高顧問

がある。それは

外交顧問の

産業統制の權威者

選舉の神様といはれ郵政院長

ルーズベルトがニューヨーク州上院議員

に就て此たときから三十三年間秘書である

ルイズ・マクヘンリ・ハウ大砲

である。

今復興統制機関を圖示すれば丸の如くである。

局名長官

産業復興局 ジヨンソン將軍

公共事業局 イツクス内務長官

農事調整局 ウオレス農相及ヒーク

復興金融會社 モルゲンソウ(現在はマイア)

住宅融資會社 スチブンソン

運輸再建局 イーストマン

森林開發局 ホーリーマンス

テネシーコ開發局 フェッティナ

頭脳トラスト

〔開業復興統制機関〕

大統領
産業復興會議會

(二) 私設最高顧問

がある。それは

エドワード・マンデル・ハウス大砲(七十歳)

バナド・マンネス・バラック(六十歳)

デエームス・エーフアレート(四十歳)

ルイズ・マクヘンリ・ハウ大砲

農業金融局	六〇〇〇
政府引受公債	三〇〇
復興金融會社貢擔	一八五
財務省貢擔	一〇〇
住宅融資會社	一〇〇
復興金融會社貢擔	五〇〇
政府引受公債	五〇
緊急救濟事業局	二、〇〇〇
復興金融會社貢擔	二、〇〇〇
森林開發局	二五〇
テネツシ一河開采局	五〇
政府引受公債	五〇
聯邦預金保險會社	五九

復興計畫
に要する資金
金總額
は上るのである。其の内容は左表の如くである。

復興計畫概別資金表

(十一月十日収表の
全国産業審議会調査
(單位百萬弗)

公共事業局	三、一五〇
農業調整局	一〇〇
財務省貢擔 加工稅收入	一、〇〇〇

復興金融會社
融資可能金額
合計
一一、七三五
三三〇〇
一五、〇三五

八

農村救済法と
産業復興法の
解説

右の内最も根幹的ものは、農村救済法と産業復興法（主として商工）である。

農村救済法

（1）農村救済法

は左の三部に分たれる。

第一部 農產物價引上條項

農產物價を戻前（一九〇九年—一九三四年）の水準に引上げ

る目的を以て、必要なる主要農產物の減產を行ひ、其の減產に對しては、補償金を交付する。其の財源として農產加工税を賦課するの權限を附與せらるものである。

第二部 農業貸付條項

農村貢債を輕減し、所謂極當流札を防止する爲、三十億弗の公債を發行し、これによつて農村を金融方面より救い出さんとするものである。

第三部 通貨膨脹條項

此の部は所謂通貨独裁法である。第一部及び第二部が直接に農業に關聯した規定であるが、此の部は一般財界信用膨脹政策であつて、ルーズベルト大統領の「新計畫」中でも最も注目すべきものである。而して本部はルーズベルト大統領と上院インフレ派との合意に基き、農村救済法案に對する修正付帶

案として、議會に提出され、大多數を以て通過したもので、世に所謂トーマス修正案がニルである。ニルを四節に分つて出来る。

A. 大統領は財務長官をして、聯邦準備銀行として、オーブン・マーケット・オペレーションにより、三十億ドルまでの國債買入を爲さしめるの権限を與へ、若し此の協議が失敗するか、或は実行不充分な時は、三十億ドルまでの政府紙幣を發行するの権限を財務長官に與へる。

B. 五割を限度とする弗貨の金純分切下げの権限を與へられる。ニルは所謂平價の切下、弗貨の價值を切下げ、ニルにより物價を引上げ、一方債券の切下を行はんとするものである。

C. 同上六箇月間二億ドルを限度として銀による戰債を認めること。

D. 右銀を引當に銀券を發行し、合衆國債券の支拂に充て、該銀券の兌換に應すべく該銀を以て銀貨を造幣局の規定に従ひ、鑄造すること。

(1) 國家産業復興法

は産業統制と公共事業及び諸建築計畫の二部門に分れ、其の目的は、全産業部門を通じて、協調運動を振興する爲、ニルに必要なる機關を設置し、又て復職率の増大、労働時間の短縮、ニルに相當する賃銀の調整、不公正競争及び無統制な過剰生産の防止を計ること。

B. 概算三十三億ドルを投して、有效通切なる公共事業を興し、併せて出來るだけ多數の就職を助長すること。此の金額により三百萬人の失業者を救済する計畫である。

64 といふのである。今簡単に其の全貌を示せば次の如くである。

國家産業復興法の全貌

國家産業復興法は一名を産業統制及び公共事業法といふ。五月十七日（一九三三年）大統領の特別教書と共に議會に提出せられ、同廿六日下院通過、六月十日に上院を通過して議會閉會の六月十六日に大統領の署名を終つた。

この法律はその名稱が示す如く二つの部門に分れ、第一編は産業の統制法を、第二編は公共事業の振興策をそれぞれ取扱つてゐる。

畫期的變化

國家産業復興法に限らないが、ルーズベルト大統領が特別議會の協賛を得て樹立した非常時克服の對策はアメリカの經濟機構に畫期的變化を與へるものとみられてゐる。經

濟界に対する政府の関係はたゞ一時的に根本的が變化を示すことになると謂はれ、聯邦政府はその政策の決定上中央集權的に絶大なる統制力を有することになった。

殊に國家産業復興法はその第一編において商工業界に生産、價格、賃銀及び労働時間に関する協定を締結せしめ、政府がその統制に乗じ出すことを規定してゐる。これは結局一八九〇年以來アメリカの經濟界に重きを以てたトラスト禁止法を事實上一時的にも停止する結果となり、これだけでも一大變革である。更に政府當路のいふところによれば、この法律の底流にはこの法律をして過去の自由競争的經濟機構から統制計畫經濟への確実且つ恒久的出發の第一段階たらめんとする希望と信念が流れでゐるといふ。

少しく詳しく述べるに、其の第一條によれば、

(ア) 州際及び外國貿易の自由通商を阻害し、其の量を

減少せしむる傾向を有する障害を除去し

(乙) 産業部門における産業組織の協同行為促進による

公共の福利の増進

(丙) 政府の適切な認可並に監督の下に、労資の協調の誘導維持

(丁) 不公正な競争の慣習の排除

(エ) 諸産業の現在生产能力の可及的最利用

(ヘ) 不當な生産制限の除去(一時的に必要なら場合を除く)

(ト) 購買力増進による農工生産物の消費の増大

(チ) 失業の減少並に救済

(リ) 労働水準の改善

(ス) 其の他の方法により産業を復興せしめ

(ハ) 天然資源を涵養すべきこと

を以て國會の政策とする旨宣言してゐる。

其の方法として先づ大統領はこの法律の実施機関を設置し、これに從事の官公吏任命又は奉仕者の奉仕申出で受諾の権限を附與せらる。そのがす所は何であるか。

先づ第一に大統領は同業組合を重視する。而して一個又は二個以上、同業組合間に協定さら規約が企業の獨占を招來するか或は中興へらるる大統領は二ル等同業組合が個々の商工業を眞に代表するものと認め且つニル等規約が企業の獨占を招來するか或は中小商工業を壓迫する虞れないと認めた場合にニルを認可する。かくて消費者、競争者、被使用人その他の公共の利益を保護し、

一方ニルによつて商工業界の不正競争を防止するのである。それ故に

一旦大統領の認可を得た規約は、その同業者間ににおける公正競争の標準となり、この標準に違背する行為は、不正競争又は不當行為として處置せらる。更に大統領は自ら必要と認めたる場合或は或る産業部門に公共の利益に背馳する不當行為ありと訴へに接した場合、二元等産業部門に對し、公正なり競争と助長するための規約作製を命ずることも出來り。

次に大統領はこの法律の目的遂行上有効適切なりと認めたる場合、商工業個々の當業者間、又は労働團体、商工業者團休間ににおける諸種の任意所で査閲裁定し、又は自ら進んでその協定締結を督促すりこか出来る。

更に重要なことは、企業の自由にも制限が加へらるることになつてゐることである。即ち大統領が公正競争と助長するため或る産業部門に特許制度の必要を認め、一定機関に諮詢の後その宣布をなしたる場合、その宣布上定められたる一定の期日又後にはその指定する産業を企畫したり、その産業に從事すりことは、特許のない限り許されないと云ふのである。

労働者の團体保護 一方國家産業復興法は労働條件其他の労働契約の公正を期し、かくて不公正競争を防止するため労働者の團結を保護すり方針と樹て、ゐる。即ち収上の同業組合の規約、協定等の制約に當つては九の三條件を考慮に入れるければならぬといふ規定にナツてゐり――

一、労働者は團体を組織し、又この團体により労働契約取極めの権利を有す。

一、但し労働者は團体加入を強制せらる、ことなく、又自ら選擇加入の労働團体よりの脱退を強要せらることなし。

一 働主は大統領にちつて裁定入は命令せられた最大労働時間、最低賃銀率その他の労働條件に同意するニとを要す。而して労働條件に関する標準を規格統一するため、僱主及び被雇用者間によく協議の機會を與へ、其の標準が決定し大統領の裁定を得たり後は、この標準を労働條件の標準と認め、ニルに違背することを許されない。かゝる労働契約の取極めのない産業部門に對しては、大統領がその労働狀態を調査の上ニルに基き、その労働條件の決定に當り組合規約の決定を承認する權限を與へられる。

直接的就職助長 以上は主として國家産業復興法の第一編についてみた話であるが、第二編についても一應検討してみやう。 ニルは表面公共事業を振興するものであるが、ニルによつて労働階級は更に実質的なる利益を受けることになる。大統領の教書の中

にも、「直接に労働者の就職を助長する計畫の第一歩を踏み出すために云々」と断らるてゐる。現に本法の成立によつて、十月一日までに四百萬の失業者が復職することにからうと言はる、又海軍長官スワンソン氏は、ニの法律の下に愈々海軍の三ヶ年建艦計畫に着手するニとを聲明し、同時に造船職工の復職を出來得る限り速かに実現する旨言明した。同長官の言によれば、造船諸経費の八割五分までが職工の入件費であるといふ。

ニの法律に基く計畫遂行のため大統領は、聯邦緊急公共事業管理局を設置し、その從事員任命権を與へられてゐる。

三十三億ドルの公債建設計畫を用意して、各州廳市廳にの他の公共團体に對し公共事業建設費の三割までを補助する權能を與へらる。ニ、ど

(一) 公道、自動車道路、公園道路、公共建築物等の新設
修理、改良。

(二) 天然資源の保護、水道及び水力の利用統制、土壤荒廢
の防止、電力の配給統制、水路及び港湾の改修及び構
築。

低級家屋及び貧民街の公助管理統制。

(四) (三) 其の他公共の利益を保護するためには公共團体が直接計畫
すらか公共團体補助の下に行はる事業等を指すのである。

殊に公共道路の建設のために大統領が各州廳に對し、
總額四億ドルまでの補助を與へる権限を持つてゐる。

二の極大な公共事業振興策に要する資金の總額は三十三億ドル
と見積られ、政府はニルを公債で募集して支辨するのである。

而して三十三億弗の支出内訳は

- (一) 二十億弗 州及各市町村の土木事業補助
- (二) 四億弗 联邦國道建設
- (三) 九億弗 联邦公共土木事業、河海港湾、軍艦
建造其他

財源の一部捻出 然レ公債の取扱にも金は要る。例へば三
十三億弗の公債に對し政府は毎年二分半づゝの減債基金を
設定する計畫である。大統領はニルに對してその教書において

^T 慎重なり計算の結果公債取扱上の必要額としてニ億三千
萬弗の新規支出を要求」

した。而してその新規支出の財源を所得稅及びガソリン稅の増
徵によりこととした。

74 産業復興法の存續期間

かほ 産業復興法は原則と一

て実施後二年目の終りまで效力を持続することにナウセナリガ、此の期間前といへども大統領の宣言又は國會が共同決議により非常事態終了せら旨宣言したるときは直ちに其の效力を失ふものである。

九

産業復興

三関す
三関す

産業復興

中央機関

(A)

中央機関

(B)

中央機関

此の國家産業復興法を施行するがため、
とて、産業復興局、産業復興審議會及び

諸問機関とて、労働、産業、消費者の三審議會を設置した。
其の機構の大要は尤の如くである。

(A) 産業復興局

産業復興局

長官は世界大戰當時參謀本部補給局の組織者として知られたヒュー・エス・ジョンソン將軍である。而して此の局には長官の外、若干名の副長官があり。副長官は各産業を分擔して、同業組合規約審査、一般聽問會の司會等を行ふ。長官及副長官は各々顧問若干名を持つ。此の下に尤の部があり、各部長を置く。

法規部

組合規約部又は總務部

調査企畫部

一般關係部又は統制部

輸入部

(B) 産業復興審議會 次に産業復興局の最高監督機関としてある。其の構成は九の如くである。

(B) 産業復興審議會
 議長 商務長官
 司法長官
 內務長官
 農務長官
 豫算局長
 復興局長
邦通商委員會長

尚ほ此の外に

(C) 勞働、産業及消費者の三諸問機関

諸問機関

(1) 勞働審議會

議長はレオ・ウォルマン教授にて、顧問には労働總同盟のウイリアム・グリーン氏、米國炭坑同盟のジョン・レトヴイン氏、カトリック社會事業のフランシス・ハス氏等鱗々たる人物を網羅してゐる。同局の任務は要すりに「相談役」である。従つて産業法典の審議に當り、局長官に之を聽取にさせることは出來ないが、労働諸問の勅告案は常に重要視され、労働者の地位向上に貢献した所頗る多い。賃銀の増加、労働時間の短縮は、抑も産業復興本來の目的である。各産業部門は法典において

從來五十五時間乃至六十時間の勞勵週間が四十時間前後に縮縮され、最低賃銀が七弗から十五弗見當に増加してゐるの他、此の労勵審議會の功績である。

(2) 産業審議會

産業審議會

議長はスタンダード石油會社々長ウォルター・テーブル氏であり、其の使命は雇庸者側の主張開陳に遺憾を期すいためである。顧問中の五、六人は常にワシントンに滞在し、各産業部門の組合と密接な連絡を保ち、産業法典が出来り毎に詳細なる報告書を提出する。

(3) 消費者審議會

消費者審議會

議長はメリーラムゼー女史である。産業法典施行の結果を月々調査し、全米三千萬の家庭に報告するが此の會の実際的使命である。故に會には技術課があり、各法典が消費計畫である。

者階級に如何影響を與へるかを調査してゐる。更に告示課を設け、生産費並に市場の状況を絶えず一般消費者に通知する方法を講じ、進んで消費組合の組織等に盡力せらるといふ計畫である。

(4) 地方機関

地方機関

産業復興局は要するに參謀本部である。復興運動を全米四十八州に擴充するには中央組織と相俟つて、地方所機関を設置せねばならぬ。七月三十日、ジョンソン長官は布告を以てたる如く地方機関の構成を發表した。

(A) 地区復興局

地区復興局

商務省の管區を基礎として、各管區毎に復興局を

設ける。

80 各方面の代表七名より成り、大統領之を任命す。委任されたる範囲で地区に関する産業復興局の権限を執行し、復興材の蒐集、中央への勧告に當る。

卅復興局

(B) 卅復興局

各州に設けられ、九名の代表から成り、構成権限は地区復興局に準ずる。

卅協議会

(C) 卅協議會

卅復興局の諮問機関として卅協議會を設ける。

地方委員会

(八) 地方委員會

此等産業復興局直属の地方機関の外に、地方自ら体と基礎となり地方委員會が出來てゐる。ジョンソン長官は産業復興法施行の初期に當り、金米一萬二千の地方自治

團体へ呼び掛け、不景氣退治の闘争を実践するため、地方委員會を設けよう要望した。

此の要請に基いて出來たのが地方組織案で、リッチモンド・メイソン・マンガム氏の立案にかかる全く軍隊式の編成である。

先づ全國一萬三千の各自団体における有力な実業團体が執行委員會を選出し、此執行委員會が更に大將・中將・少將を選ぶ。中將は女性でなければならぬ。大將は大將三名を選び、大將の下に少將、大尉、中尉が任命される。各階級とも七名乃至八名だ。

第一の大將は労働課の事務を掌る。管轄區域内の産業各部門における失業を虱潰しに謂べ上げ、失業者を産業部門に整理し、地方事業に就職口を探してやる。

此の他「青聲」の徽章佩用に關する取締りに當るが労働課

第二の大行は宣傳、啓蒙事務に當る。新聞、雑誌、映畫等あらゆる機関を總動員して、宣傳を行ふのだ。産業復興運動の目的に關する論文、並に地方有力者との會談等を載せたパンフレットを配布したり、「青鷲」の徽章を使用する様強調した廣告ビラを撒いたり、目覺せい活動を續けてゐる。

第三の大行は遊説に當り。辯士の周旋を引受けたり、演説會の斡旋したり、復興運動並に失業救済が焦眉の急務からこれを各方面から強調した約三百頁の演説まで出來てゐる。これが舞土連の種木である。

而して此の運動は「警察力で強制せず、國民の自發的協力に依つ」といふのが當局者の緯返す聲明である。譬へば日本において警察力によらず、民衆自ら「自警團」に頼りといふのみと

同様で、その實際的結果は、警察力に依頼する場合よりも、乱暴な強制である場合が少くない。國民の輿論に依頼するといふNRA運動に参加せざるものは政府自ら先頭に立ち、且つ熱狂的民衆運動を煽動して、之をボイコットしよろといふのだから法律的強制以上に遙かに無理が利くのである。九月十三日に行はれた天示威運動は参加人三十五萬人、見物二百萬人でニューヨーク市始まって以來の大行列といはれてゐる。

賛否は區々であるが、今二川に對する攻撃論の代表としてルーズベルト大統領が強行せんとする國家産業復興法は、それが革命的試験であるため、その

アメリカの雇庸者團体の有力諮詢機關たる全米産業審議會會長ジヨルダン氏の反對意見を尤に掲げやう。

- 一、物價、生産、投資に亘つて、動きのとれない細かい統制を加へて國民の産業、通商機構に干渉せんとする努力は、單に産業界の回復を遅らせ、混亂させりに過ぎない。かゝる干渉は回復そのものを妨げないにしても、回復が齎された後には、深い傷を残すには置くまい。
- 二、若しアメリカの産業が、自らの直面した事態の何たるかを知らうと欲するならば、それは「産業自らが認識すべき」とであつて、ワシントン當局者からは聞き得ないところである。實際アメリカ産業は、政府に蟠居せら特殊グループよりは遙かに経験に富み、又將來の生命も永い。アメリカ産業は、如何なり大學、如何なり流派の學説よりも過去の經歷は古く、且つ時勢の實際より密接な關係を保有してゐる。
- 三、然るに、現政府の産業理論はアカデミックな經濟思想の特殊分派乃至學派から出たもので、ルーズベルトが大統領選舉にあひて、初めて関係を生じたやうな學者の捻り出した理論である。彼等は研究室に閉ぢ籠つて讀書し、學生に講義すりだけで、アメリカのみがらず全世界の事業の根幹をやすり物價と生産費の實際問題には殆んど手を染めたことのない人々である。然しながら彼等は世間が何を感じてゐるかを本能的に感受する。而してその故に彼等のイデオロギーは世間の前受けをする。そしてニルが世間の前受けをするば、すら程彼等は次第に不純な動機に動かされやらゆるにたり。大体彼等は講堂で講義

すり外、彼等の力を公衆に及ぼしたことがなく、従つて彼等は希求して已まない。そニへ何等かの政局的キツカケで未曾有の權力が突如として彼等の手に委ねらる。そなため彼等はつづけあがり、ルーズに陥り。權力に対する欲求は多々益々大きくなつて、遂に公の責任感を忘れ、前後まで失ふる至り。

四 アメリカの産業は過去において内部的無智のまゝに推移して來た。今やそれは根底から理論や、獨斷や、イデオロギーにより外部より支配されんとしてゐる。

アメリカの産業は、自らその睿智を以て支配すりやうにならぬばならぬ。

と政府の所謂専門顧問連の無經驗を攻撃すると共に、此等の役人に操らるゝ、産業家に痛烈な非難を浴せて反省を促してゐるのである。而して産業復興計畫は不可能であると結論してゐる。

第二章 新計畫の影響

新計畫の遅延と一般民衆の要望

斯ら極大なる計畫は其の實施計畫を樹てりだけでも相當の年月を要する。従つて早急に實施され、目前に其の效果を見んとするが如きは、思はざるも亦甚しひはざるを得ぬ。大統領の任期四箇年中々、恐らく實施計畫に日手を費ゆし、其の結果は再選後一即ち次期の大統領たちとき、漸くあらはるゝ位のものであらう。

然るに一般の民衆は政府のインフレーションをのみ切望して、薄々切らしてゐる。

二

株價の騰貴

だから、實行に着手せぬ前から——即ち新計畫の發表を見ただけで、すぐ景氣の出たのは、例によつて株價であつた。殊に工業株であつた。

之をスチール株及工業株三十種平均に付て見ると、丸の通りにして、三月初(一九三三年)に於て

スチール株 三四弗七五

なりしもの漸次騰貴して七月初には

スチール株 五九弗八七

となり、三月初に比し一四二%の騰貴となつた。又「工業株三十種平均」は三月初

工業株三十種平均 五二弗五四

なりしもの九月初には

工業株三十種平均 一〇三弗六六

となり、三月初に比し九七%の騰貴となつた。然しながらルーズベルト大統領は専大より計畫と樹てから可成インフレーションにならぬやうに除々に政府事業を遂行せしめ、ス公債の買入を手加減する。従つて一般インフレーション論者に失望す。そこで前記の如く、騰貴した工業株も漸次低落して、十一月初めには

スチール株 三セ弗七五

工業株三十種平均 八九弗六二

落ちた。即ち丸表の如くである。

主要工業株相場表

月 初				價 スチール 株
一月	二月	三月	四月	
一九三三年十二月	一九三四年一月	二月	三月	四月
五九二	六〇〇	七五	八〇〇	九〇〇
五九二	六〇〇	七五	八〇〇	九〇〇
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
四一九	二一二	二二二	二二二	二二二
一〇八	七五五	五九五	五八八	五八八
〇九七	七五二	五九二	五九二	五九二
九一七	大六四	大六四	大六四	大六四
九二〇	九一七	九一七	九一七	九一七
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一九二	一四八	一四八	一四八	一四八
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

十月	十一月	十二月	一月
八月	九月	十月	十一月
五二	五五	四五	三七
五五	五五	四五	三七
三五	三五	二一	一七
二七	二七	一五	一五
一一一	一一一	一一一	一一一
一七八	一七八	一五三	一七三
一九九	一九九	八九	八九
一九九	一九九	一九九	一九九
一七一	一七一	一七一	一七一

三

物價の騰貴

となつてゐた。

今物價に付けて見ると、二月（一九三三年）の指
数は戦前の指數に比し、七三%即ち二七%の低落

%となつた。之と二月の七三%に比較するときは、三〇.九%の増加
である。然るに此の物價も十月に入つては、一〇.六%となり、九

月より二・三%の底落となつた。即ち丸表の如くである。

正月一〇〇七
大正四年
三月廿一
日木銀行調査

一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九二十
一九三三	一九三一	一九三〇	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五
一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六
一月						昭和	
一月	一月八	一月七	一月六	一月五	一月四	一月三	一二
七五〇	八〇六	九八九	一〇三	一四四三	一四五三	一四五七	一四五八
一四七一	一七八一	一七八一	一七八一	一七九八	一七九八	一七八八	一七八八
九三四	九四八	九八〇	九八〇	一四三九	一四三九	一四五八	一四五八
三九〇	四〇七〇	四〇七〇	四〇七〇	一三九六	一三九六	一五七〇	一五七〇
				大三三七	大三三七	大三〇三	大三〇三
				五大一三	五大一三	五大一〇	五大一〇
				四九八八	四九八八	四九八一	四九八一
				一七四八	一七四八	一七四七	一七四七

西暦	日本	無膏卸費物價指數	東京	ロンドン	参考
十月	九月	八月	七月	六月	五月
九月	八月	七月	六月	五月	四月
八月	七月	六月	五月	四月	三月
七月	六月	五月	四月	三月	二月
六月	五月	四月	三月	二月	一月
五月	四月	三月	二月	一月	

四

失業者の
減少

失業者に付て見ると、たる表の如く一九三三年三月、千三百六十八萬九千人の失業者が八月以降には千萬人となり、三百萬人減じたことになつてゐり。然しながら千萬人の失業者がある。

アメリカ失業者数表

毎月平均

(労働總同盟調査)

單位千人

一九三〇年

七月 一月

三、二一六
三、一八八
三、七一四

十九八七六五四三二
月月月月月月月月

卷之三

一一一 一一一 一一一
口、口、口 一、二、三、三、
口 口 九 七 = 八 = 大 =
七 八 大 九 口 九 五 八 九
六 九 口 三 四 六 六 九 四

一九三一年十月
一九三三年七月
一九三三年七月

一	一	一	一					
三	六	〇	〇	七	七	大	七	四
一	五	三	九	一	七	一	七	一
〇	八	〇	九	九	七	九	三	大
〇	大	〇	〇	七	八	八	九	〇

當局者の保護と復興事業進行の程度
局長官ジョンソン將軍の如きも、急激に物價の引上げに反対して、

元來ルーズベルト大統領の周囲にも、インフレーション論者と健全通貨論者が對立してゐる。復興工程全般の使用者側が、景氣のため協同せんと希望してゐる時はかいのだ。ニル等使用者等は、國家産業復興法に基き、互に同一産業部門内での協力を協定し、生産費以下の販賣を偏りざることを約し、労賃を引上げニルに基く請

費力の増大によつて、景氣の自然回復を圖らんとしてゐるのであらから、急激な人為的物價引上によつて、この労賃の引上げによる消費力の増大を妨げざらやう切にお願ひしたい。(一九三三年八月二十五日)

と全國民に對し聲明した。それがあらぬか、公共事業の如きも、三十三億弗の半額即ち十六億弗の使途は決定してゐるが、例へば

全國道路網

軍艦建造費

テネツシ一河開發

國立公園道路建設

森林開發

上下水工事

河川港湾修築

住宅、學校建築業

であるが、實際に支出した金は一億弗に達してゐない状況である。

六

公債買上
の中止

ス例の農業救済法のトーマス修正に基き、五月二十四日（一九三三年）から開始した三十億弗公債買上政策も事業計畫を樹てても、實際上果して計畫通りの資金を使ひ得なかどうか疑問があるので、金買上と將來強化せんとする爲、中止した。実行した金額は五億九千五百弗に過ぎない。

（十一月十七日）

七

工業家の
苦情

だから、インフレーションが今にも行はれるかの如く見えて、せかく行はれぬ。此處で工業家の苦情を聽かう。

NRA規約実施後結果、生産費が非常に増加した。

然かも製品はそれ程高く賣れない。ストライキが頻々と起る。

おまけに銀行が金を貸してくれない。これでは到底やりきれない。

次に農民は、農産物價が豫期の如く騰貴せざる

農民の苦情

漏、彼等口いふ。

折角インフレーション見越して上申た相場も、インフレーションをやらぬとなれば、反転と來すは當然で、現に農産物は七月以降々落しつつある。農家の購入する製品の値段は毎日高い。

借金の重荷も一向に樂にならぬ。此の際是非インフレーションを断行してもらひたい。若し折角議會が委任した權限を大統領が使はなければあれば、吾々は末年（一九三四年）一月の議會に別個の法案を考慮せねばならぬ。

八

農民のインフレーション要望と示威運動

次で十月二十日（一九三三年）、ミネソタ州セントポールで全國農民大會を開き、インフレーション政策の頗る農民の難境を政府に抗議し、農産物價の引上、農村債務償却尽可能ならむる新政策を促進せんが爲、同月二十一日正午を期し。

二十五州の加盟農民は農産物販賣及債務支拂を拒絶し生活必需品のみ最低限度に購買する所謂農村罷業を宣言した。此の農村罷業の指導者は達は、ワシントンに於ヘルズベルト大統領に直接談判を開始した。

ルーズベルト大統領は、三十日午後閣僚を招致して慎重審議を重ねるところがあつた。

九

大統領の政策
方向轉換

其の結果、ルーズベルト大統領の政策は、方向轉換せざるべからざりこゝに至つた。それは新通貨政策の樹立と國家産業復興法の実施計畫の一部緩和があつた。

108 新通貨政策の章を改めて説くことし、先づ國家産業復興法の一節緩和を次に述べやう。

一〇

小町村のため国家産業復興法実施計画の一部緩和

十月二十四日、産業復興局長官ジョンソン將軍は、國家産業復興法実施計画を緩和すりため、人口二千五百人以下の町村に限り、ニルを適用しないこととする旨、

言明した。此の変更は

農村罷業の開始以前既に決定を見てゐたものである。其の理由は、三千五百人以下の小町村においては、産業復興法に定められた高率賃銀の支拂は、商人によつて困難乃至不可能で

あることが判明し、更に復興法は既に九割方実施されたからである。余は農村罷業に躊躇することなく、各種産業に對する規約の実施を續行すり心算である。

第三章 ルーズベルト大統領の新通貨政策

大統領の方
向轉換と
新通貨政策
の聲明

ルーズベルト大統領は十月三十二日（一九三三年）の夜、ラヂオを以て新通貨政策を發表した。ニルはルーズベルト大統領の方向轉換である。大統領は除々に復興を計畫しつゝあり、一般民衆は急速にインフレーションを要望する。大統領が默つてゐれば、農民等は暴動も起しかねまじい状態である。そこで大統領は農民の憤怒を和だめるため、農産物價値を急速に引上げんとして、新通貨政策に方向轉換を試みたのである。其の要領は丸の如くである。

政府の産業復興政策は、着々成功の一途をたどりつつあり、農産品價格も兎も角騰貴してゐるのである。政府は政府クレジットの繼續並に健全なり通貨政策の維持を術すりに躊躇

せず。且つ物價回復後にあつて、弗貨平價を改定する。あらう。更に金の禁止に関するも、政府は必要の場合、世界市場より金を買取り、又は賣放ち、金禁止政策の適切なる実際的緩和を計の方針である。ニルは一貫せら政策である決して一時の彌縫策としてではない。蓋し我國の弗貨は、國際市場の影響を受けること頗る鋭敏で、ニルに産業復興政策が禍となりしが多い。よつて米國は確固として、弗貨の金價により價值を統制する力を保持せらべからず。ニルは弗貨の動搖により、我國が商品價格の永久的回復といふ究竟的目標から逸脱せしめられないので絶対に必要である。よつて余は復興金融會社に対し米國內において新に採掘された金を財務長官と協議した後、決定した資格を以て買入るべき権限を喫へたのである、余はこれに當つてゐるからである。

より物價に対する恒久的統制の確立を目指すのである。此の新政策の目的は

先づ物價を引上げる。物價を引上げることによつて實用と價格債務者と債權者、生産と消費との間の失はれた均衡を回復する。

にある。而して農村負債の大部分が遠く一九一五年から一九二〇年にいたる大箇年間に起因してゐるといふことによつて、恐慌以来の物價激落は、かゝる債務者の負担を甚たしく大ならしめてゐる。そこでルーベベルト大統領は物價引上げの目標としてゐるとこは一九二〇年の物價であるとされてゐる。これが理由は、此の年の物價（一九一四年を一〇として）が、比較的平靜であつた時期の平均に當つてゐるからである。

大統領の通貨
政策に対する
ケメラード教授の批評

此處でルーズベルト大統領の通貨政策に付キ、マネードクターとして世界的有名あるブリストン大學教授ケメラード博士が發表した（一九三三年十月二十四日）ステートメント

を見やう。

○

今後購買力及び貿債償還力において、

變動のない弗

を建設維持したいと云ふ大統領の希望は總ての健全通貨論者の同情するところである。商取引の大部分が長期貿債契約を基礎にして行はれる世界において殊に千

億弗の生命保険契約高に加ふるに戦後百億弗の貿債高の現存するアメリカの如きにおいては貨幣単位の購買力の價值安定は極めて望ましいことである。それ故に吾々が不幸にも不換紙幣國となつてゐる今日では、弗紙幣の價值を支配する手段として、

政府又は半官的の活動で金の賣買を行ふ政策を採用するのは英國が最近採用した累次の政策が證明した通り賢明な遣方なのである。

一般民衆は「管理通貨」といふ言葉に不當に驚いてはならない。近年における一切の通貨は多かれ少なかれ管理されてゐる。金本位通貨そのものでさえ公開市場政策、中央銀行の割引政策その他の方策で相當の管理が行はれてゐるのが普通である。

現在においてもつとも重大なことは政府が
どんな特殊な物價水準を打ちてんとするのか
又其水準に到達維持するためにはどんな計畫を採用
せんとするのか

といふ問題である、これら二つの重大問題については
大統領の演説は何等確定せる指示を與へてゐない、彼は「弗
の永久的價值は如何なるものかは余は知らないし又如何
なる人もいふことは出来ない、現在永久的價值を推定しても
今後起る事実によつて変へられねばならなくなるであら
う」といつてゐるがもしこれが今日眞実だとすればそ
れは将来如何なる時期にも眞実である、紙幣本位のド
ルに對してはしばく歓迎的といはれるやうな自然的
價值等といふものは存在しない、貨幣安定の方法とし

て見る限り大統領の述べたところはすこぶる意味の
廣いもので、それは保守的急進的等色々な安定計畫を
包含するに足るものである。

これらの計畫の内に教へられるものとしては金の生産分
布を支配するための

國際協調による安定案

世界主要中央銀行の共同動作による通貨安定案

所謂商品ドル案

國際複本位制案

一國家複本位制案

政府の貨幣供給量統制によつて高度に管理された永
久的不換紙幣制度案

等である、今年五月十二日の法律で大統領は廣汎な通貨政

策の権力を得たから彼は以上の計畫その外多數の計畫の内のどれでも採用し得る法律的権限をもつてゐる。不換紙幣はしばらく相當期間可なり安定した價值に維持されたとはいへ實際には遲かれ早かれ

管理から離れて無統制のインフレーションに終りのが常であつた。

通貨統制、従つて物價及び貨銀水準の統制は大部分貨幣数量の問題たるよりは貨幣銀行政府當局に対する群衆心理的信賴又はその信賴の欠如の問題である、貨幣及び銀行預金の流通速度に関する問題であるから。

通貨統制の計畫は比較的短期間に乱れてしまふのが常だ、高度に管理された通貨は政治の暗礁にぶつかるといふ危険がある。

物價、貨銀及び負債が恐るべき階級剥削によつて影響されて一度通貨が徹底的金属本位から抜け出てしまふとその統制は政府の善意にも拘らず合理的科學的ではなくなつて政治的フットボールにされてしまふといふ危険が存在するのだ。要するにルーズベルト大統領の新通貨政策も金本位制に復帰せず不換紙幣制度を持続する限り結局インフレーションに終るであらうといふのである、

三

は就任（一九三四年）以来其の退職（百帝）を禁し違犯者は
 一萬弗以下の罰金又は十年以下の体刑又は其の双方
 を科する又金の輸出はすべて特許制を採り未つた。
 即ち、三月五日の夜——三月九日の特別議會開會に至
 るまでの緊急方策として左の諸項を実施した
 一、聯邦政府において國民に対する金供給の絶対
 統制権を行使する。
 二、金及び銀の輸出を禁止する。
 三、外國筋による金のイヤーマーク一切を禁止する
 四、来る九日以後に至るまで全國銀行に對し休業
 を命ずる。

（大正六年米國が戰事
に參加の年）

十月六日の條例改正第五条第二項に

大統領は其の命することあるべき法令規定に基き
 特許又は其の他の方法に依り一切の外國為替取引
 及び金銀貨又は金銀塊若くは通貨の輸出、退藏、鈔
 碁又はイママークを調査し統制し又は禁止すること
 を得。
 と規定せらるてゐるを以つて、又右條例第十六條に
 何人と虽も皆條例の規定又はこれに基き収せられ
 た特許法令或は法規を故意に侵したる者及び何人
 と雖もこの條例の規定に従つて發せられたる大統
 領の命令に違反し、これ等閑視し、或はこれに
 従ふことを拒絶したる者は其の罪状確定次第、一
 萬弗を超える罰金に処し又自然人の場合は十
 年を超える禁錮に処し、或は双方を併科する旨

規定されゐるを以て、三月五日緊急布告ヒ違反したる者ヒ対しては前記の刑罰を科し得るのである。

三月九日――此の日特別議會を通過し即日公布実施せられた、緊急銀行法に依り九日で満期と有る銀行の休業を更に無期限に延長すると同時に、金輸出及びイヤーマークの禁止をも延長した。

四月五日――三月五日金本位離脱後一箇月にして金輸出を緩和し財務長官の特許制度に基き商取引に必要な金の交換を許可するに決した、其の要旨は一、百弗を超ゆる金貨、金塊及び金券を有する者は五月一日までに右超過金貨、金塊及び金券を他の通貨と引換へに聯邦準備銀行に引渡すべきものとす。

二、國內における産業上及び商業上の必要並に外國貿易上の目的之の他退藏にあらざる合法的必要に應する為め金の使用を特許する権限を財務長官に附與す。

三、本令に違反したる者には最高一萬弗の罰金若くは十箇年以内の禁錮に処し乃至は兩者を併科す。

これは退藏金の復帰を促進するのが眞の目的であつた。

四月十九日――ルーズベルト大統領は十九日國內の経済状勢に鑑み商品價格引上げを目的として金輸出禁止を復活する旨聲明した、其の要項は左の通りである。

金輸出許可制の停止は即時実施されるもので、これは主として國內商品物價の引上げを目的として行はれたものである。但し余は商品價格の引上げは確たる統制の下に実施されることを欲し、無統制に暴露するを許さない。来るべき國際經濟會議も亦アメリカ貿易並に實業界の正常的基礎を再建すべき経済政策の一端を構成するものである。余は全世界が再び金本位制に復帰すべきことを希望する。勿論新たなる金本位制の下においては通貨發行に対する金準備率は自ら過去の金本位制と異なるところあるはいふまでもないが、金本位制の再建こそは世界通貨情勢を安定すべき最良の方策である。

而して財務省が本日午後其の施行細則を発表したが、その要点は左の如くである。

- 一、外國勘定によるイマーマークを禁止す。
又金貨金塊若くは金券のアメリカ合衆國並に其の法規に従ふべき土地よりの輸出を禁止す。
- 二、但し財務長官は其の認定したる、外國政府、中央銀行或は國際決済銀行のためにイマーマーク又は保管せる金貨若くは金塊の輸出に對し特許状を發行することあるべし。
- 三、又財務長官は再輸出の目的を以て輸入せられたる金又は金を輸出するといふ協定の下に金を含む原料を輸入せる精煉業者の通常営業上必要とする妥当数量の金の輸出はこれを許可することあるべし。

四、又財務長官は本條例が適用された以前に締結された契約の履行に實際上必要なる金の輸出は許可することあるべし。

但し其の許可を申請する者は四月五日の條例を遵守し政府に対し金貨、金塊、金券を引渡したる者に限る。

五、又財務長官は公共の利益増進のため必要なりと見做さるゝ取引に對しては大統領の認可を得たる上において金の輸出を許可することあるべし。

大、財務長官は外國為替取引を取締る権限を附與さる。おいて突如として行はれたる本格的金本位離脱は左の目的に出でたものと見らる。

一、世界の情勢に応じて内地物價を引上げること。

二、幣の对外價值を人為的に維持することを排し国内における全幅的金融拡張を便ならしめること。

三、ワシントン豫備會商及び國際經濟會議における他國との金融問題討議に際して、アメリカの地位を有利にすること。

四、大統領の必要と認せる方策に基いて物價を統制し以て議会における無統制なるインフレーション運動を阻止すること。

ルーズベルト大統領は六月ロンドンにおいて開かるベキ國際經濟會議のためワシントン豫備會商を爲すべく四月七日十一箇国に向つて招請状を發しその各國代表委員等が渡米の途中に此の舉ありしため殊に英佛兩國においては不快を感じ此の會商は始めより失敗に歸するものと見

られだ。

五月二十六日——ルーズベルト大統領はアメリカ合衆國通貨を金より独立せしむるため合衆国現行の金本位制度諸法規を廃止する緊急決議案なる名目の提案がアラバマ州選出民主黨下院議員ヘンリー・ビート・ステイゴール氏をして下院に提出しめた。此の決議案は提出前日（二十五日）閣議で全員の同意を得たものであつた。

此の金本位離脱法案は

金約款を廃し、法貨に依る債務の支拂を許可するものにして、米國はこれによつて完全に金本位を離脱したる訳で、國際經濟會議を前にして急速可決し六月五日大統領は署名、裁可した。

四

八月二十九日
の新金法

ルーズベルト大統領は國內産金業者の要望に基き産金業者をして、海外における金價格暴騰の利益に均霑せしむる機會を與へるため、現行金輸出禁止令を一部緩和し、新產金についてのみ、其の輸出販賣を許可することに決し、八月二十九日（一九三三年）新金法令を發布した。其の要綱は

一、財務長官に対しアメリカ国内の鑄床より產出されたる金を委託販賣の目的を以て受領する権限を附與す。
但し右は大統領が新產金に對して制定することあるべき規定に準據するを要す

二、新金法令を防護するため、現在の金退藏に関する規定

を更に嚴重にする

の二項目を骨子とする、此の結果、金の購買を為し得る者は

外國の購買者

美術並に工業用として金の購買を許可されたる者

に限られ、金貨、金塊及金證券の保有は

百弗

に限られ、之を超過して保有することを禁止した（百弗を超過する金額は十五日以内に政府に通告するを要し、其の退藏は三十日以内に一切禁止さるべき）

此の時の財務省当局の計算に依れば、從未造幣局への法定賣却價格は一オンスニ。弗六セ仙に比し海外に輸出すれば一オンス三十弗内外で賣却し得る見込であるといふ。

新通貨政策
による計画の
第一次実施要
綱

今回の新通貨政策聲明に基き、通貨水準統制の為、國內産金買上げを十月二十五日（一九三三年）より実施することに決定し、其の要綱を二十四日左の如く發表した。

一、政府は復興金融會社をして、二十五日より國內産金買入及び賣却に當らしむ。

二、買入價格はロンドン及びパリの金自由市場相場を考慮して日々改定發表する。

三、二十五日の最初の買入價格は同日株式其の他諸市場の開場時刻以前に復興金融會社役員と財務當局との協議の上發表する。

四、財務省は後未米國の新產金の外國への賣却を聯邦準備銀行をして取扱はしめ未だつたが、二十五日からは、外國市場より不利ならざる相場で買入が開始されるから、後未の如き取扱は不必要と認め廃止する。（即ち八月廿九日付新產金輸出に関する行政命令を廃止ある）此の聲明に基き十月二十日大統領令を以て金買上に關し左の如き布告を發した。

一、造幣局試験所は復興金融會社のため、新產金買入を左すことを得。

二、買入價格は復興金融會社の公表値に従ふこと。

三、金を加工使用せる物品の対外輸出は之を許可する。

四、前記諸項と抵触する八月二十九日付大統領令は之を廃止する。

越えて二十七日復興金融會社長ジヨーンズ氏は政府の金令による產金買上の為、所要資金として九十日拂特別債券五千萬弗へ利子四分ノ一%（ $4\frac{1}{4}\%$ ）發行を政府より承認された旨発表した、右は當座の買入資金に充當さるべきもので買入額の増加に伴ひ第二次第三次の發行が豫想されて居り從つて最高額は十億弗にして之がインフレーションの有力な一部を構成するであらうと見られてゐる。

六

右政策の実行
による國內產
金買上

國內新產金買上及國家產業復興法変更が農村罷業の對策であることは明かである。所で産業復興法が戻少でも行はるゝときは、生産品が高

くある。元来米國は輸出國であるから、國家産業復興法を実施しつゝ、海外進出を企てる限り外國品との競争上、どうしても為替相場を引下げねばならぬ。此に於に國際為替引下戦争の発展を見るであらう、兎に角、新通貨政策第一次の実行による、國內產金買上値段は幾何であつたかを見よう。

新通貨政策により十月二十五日（一九三三年）米國產金買上値段は一オノス三一弗三六仙と発表した。これを前日の政府建値即ち金融會社買入價格二十九弗八〇仙に比すれば一弗五八仙の引上げで、法定價格二〇弗六七仙に比すれば一〇弗六九仙の引上げにして、通貨の價值は大割大分に低下したこと、なる。

参考の為當日のロンドン、パリ、ニューヨークの金塊相

場を圓に換算すれば左の如くで余り聞きがちかつた。

ニューヨーク 一三・四四。
ロンドン 一三・一三。

パリ 一三・二八。

同上による一弗の通貨價值

三一、三六。
弗六五九

三一、五四。
〇、六五五

三一、七八。
〇、六五一。

二十七日
二十八日（土曜）

かくて、產金買上値段は左の如く

三一、八二。
〇、六五五。

十月二十日

二十六日

二十七日

と徐々に引上げてみたが、一旦價格引上と決定する以上は少しひても高い値で賣りたいのが人情で、買上が歩々しく行かない、十月二十五日 產金買上開始以来一週間で約百万弗位のものであると推定せられた、こ

な事では仕方がない。

七、

**新通貨政策
の第二次計
画**

そこで、第二次計畫を樹てた、それは海外市場で金買入をなすことである、十月二十九日（一九三三年）ルーズベルト大統領はホワイト、ハーバスにおいて、

聯邦準備局總裁

復興金融會社々長

財務次官

ブラク

ジョーンズ

アキエソン

ニューヨーク聯邦準備銀行總裁

ハリソン

農業金融局長

モルゲンソウ

教授

ワーレン

教授

ロジジャース

ブルナー

ニューヨーク準備銀行

クレーン

全

ケント

の十名と非公式會議を開いた後

政府は復興金融會社を通じて、外國市場において金を買入るべき新機關を設置せんとしてゐる。

旨發表した

十一月一日金融復興會社社長ジヨーンズ氏は大買入政策につき、

復興金融會社は聯邦準備局に対し一九三三年十一月一日以後輸入さるべき「外國金」の支拂に當てる為復興金融會社債券を交付する権限を附与した、聯邦

準備局は金買入に対する米國政府の唯一の機関で、
買入値段は、二日聯邦準備局から公表されるであら
う。

と聲明した。

八

其後の金買入
(金買入の値段)

かくて其後の金買入値段は
十月三十日(一九三三年) 三一九六佛仙

三十一日

三二、一ニ

○、大四四

十一月

一日

三二、二六

○、大四一

二日

三二、三六

○、大三九

三日

三二、五七

○、大三五

四日

三二、六七

○、大三三

同上に付する一弐の通貨價値

六日	三二、八四	○、大二九
七日	三二、八四	○、大二九
八日	三三、〇五	○、大二五
九日	三三、一五	○、大二四
十日	三三、二〇	○、大二三
十一日	三三、三二	○、大二〇
十三日	三三、四五	○、大一八
十四日より	三三、五六	○、大一六
十八日まで	三三、七八	○、大一四
二十日	三三、八五	○、大一一
二十一日より		
二十七日まで		
二十八日		

三三、九三

二十九日

十二月一日

三四、一

十六日まで

。、六、八

十八日より

三四、一

。、六、七

三十日まで

と買入値段を漸次引上げた、そこで此の三四弗の大仙と法定價格ニ。弗六七仙を比較するときは一三弗三九仙の引上けにして、通貨價值は大割の分セヒ低下したこと、左る、又十月二十五日の買入値段三一弗三六仙に比較するときは二弗大の仙の引上となる。

而して此の金買入値段は今の大統領が許故に結局四。弗迄、行くであらう、それは大統領が許されたる通貨独裁権の金純分五割切下矣近ゆくのであらう、そこまで行つて國內物價が高騰せり以上且の独裁権を断行せざるを得ないであらうと觀察され得る。

四 金買上の
資金と買入高

又復興金融會社社長ジエス・ジヨーンズ氏
發表（一九三三年十二月十五日）するところに依れば、内國及外國の金買入のため當初會社に割當てられた金額は五千萬弗で其の後二千五百万弗を増加し更らに十二月二十一日銀買上布告に先立ち二千五百万弗増加せられたりを以て今日金買上の資金一億弗となつた、而して十二月十四日までに買上たる國內新產金は四十四万六千オノンスその價格一千四百八十八萬五千弗にして外國金買入は三千五百万弗であるといふ。

尚ほ同社長は同社の金買入値段は毎日ワーレン教授が
決定するとの噂を否定した。

第四章 新通貨政策の影響

—為替—株價—物價に及ぼしたる影響—

外國為替相場

前記の如く米貨價值大割。分セに引下けられ
たる結果、海外為替に如何に響いたかを見やう。

これより先、ミロンドンに於ける國際經濟會議中、為替安
定を期するため、英、米、佛の三國間に種々協定に関し
研究されてゐたが、本日(一九三三年六月十五日)イングランド總裁モン
ターゲ、ノーマン氏、ニューヨーク聯邦準備銀行總裁ハ
リソン氏、フランス銀行總裁モーレー氏の間に協定案が
出来た。

一、英米クロス、レートの安定中心点を四弗五仙として
上下三ポイントの幅を設くること。

一、弗為替平衡資金制度を新設し、その資金は聯邦準備

銀行から供給する。

一、英佛中央銀行は積極的に、これが運用に當る。

一、ルーズベルト大統領は最近議會より得たるインフレシヨンに關する獨裁權能、即ちトーマス法の諸條項を向ふ三ヶ月間使用せざることを約する。

一、但しアメリカに於て物價騰貴傾向が停止する如き場合は前項の例外を認む。

といふに在り、これはアメリカ側において何等確定したことでないのみならず、此の英米クロスレートは、英米兩國間ににおいて

アメリカ側は 四弗五仙

英國側は 三弗七十五仙

といふ用きがある、而して協定発表はルーズベルト大統

領の希望でアメリカ特別議會の開會後(一九三三年六月十五日改開會)の十九日といふことであつたが、此の報がウォール街に達するや株式が暴落したので、ウーデイン財務長官は六月十五日左の如く聲明した。

ロンドンで行はれてゐる三國間の為替安定協議は未だ攻究的範囲を出でない、經濟會議アメリカ代表がある方式で弗、磅及び法貨の安定を圖ることに同意したとの種々の報道に對しては、余は十分注意を拂つてゐるが、かかる報道は事實を其のまゝ傳へてゐるものとはいへない。結局此の為替協定は成立しなかつた。

右英米のクロスレートを四弗五仙の場合における圓の対米為替は二十四弗四大九となる（對英為替を一志二片 $\frac{1}{2}$ として）初め米國の金買入を聲明するや、英佛においては、表面

上重大視せなかつたが、海外市場において金買上を計畫するや、為替相場に異常なる衝動を與へた。今日本及び英國に對する為替相場を見やう。

(イ) 對日為替相場

八月二十九日(一九三三年)の對日為替相場は

二七一
二
串
仙

にして、平價との差は二ニ弗七ニ仙であつた、即ち四割大分の開きである。而して國內新產金を輸出せずして米國政府に買上ぐること、なつた十月二十五日の對日為替相場は

二八、七五

となり、平價との差は二十弗。九仙となつた、従つて其の開きは四割二分となつた、而して此の日に於ける弗價は大割大分に低下してゐたから此の日の圓は三拾八銭三厘の價值しか有しない計算であつた。

然るに海外市場よりも金買上をなすこと、なつた十一月一日の對日為替相場は

二九、〇〇

となり、平價との差は二〇弗八四仙となつた、従つて其の開きは四割一分となつた、而して此の日における弗價は大割四分に低下してゐたから、此の日の圓は三拾七銭八厘に低下した計算である。

而して漸次三〇弗となり三一弗となり遂に十二月三十日

と左つた、平價との差は一ハ弗七ニ仙となり、其の向き
は三割八分となつた、而して此の日における米貨弗貨は
大割。分七に低下してゐたから此の日の圓は三拾七錢大
厘に低下した計算である。

○

(四) 対英為替相場

対英為替の平價は英價一磅に付四弗八大仙で
あるが、國內新產金輸出の特許を実行した、八月二十九
日(一九三三年)の対英為替相場は

四、弗五大仙

にして、國內新產金を輸出せずして米國政府に買上くる
こと、左つた十月二十五日の対英為替相場は

四、七三

にして、海外よりも金買入を左すこと、左つた、十一月

一日の対英相場は

四、八〇

であつて平價との差は僅少であつたが、漸次磅は騰貴し
て十一月九日には大肉内を突破して五弗一ニ仙となり十
一月二十一日には遂に五弗四四仙となつた、而して漸次低
下した、それでわ十二月三十日の相場は

五、一七

であつた、平價を超過すること。佛三十一仙である

九、一 二、一 二、一 七、五 四、四 五、五 四、四 五、五 二、九 二、一	九、一 一、零 二、大 二、五 四、四 五、五 四、四 五、五 二、九 一、〇	九、九 九、八 二、大 二、五 四、四 五、五 三、四 五、二 三、二 一、一 八、	九、九 八、七 二、五 二、五 四、三 五、二 三、二 一、一 八、
--	--	--	--

日曜日

相場	年月日	平價計算	對日及對英為替相場	金買上値段	備考
一九三三年 八月八日 三〇	一九三三年 八月二九日 二九	平價計算 =八 =九	百圓付 対日為替相場 四九弗	一磅付 対英為替相場 二七	一オンス付
			八四	一六	六七

國內新產金輸出を特許す

○
對日及對英為替相場と金買上値段の比較

今、對日及對英為替相場と金買入値段とを比較すると、左表の如くである。

一	一	一	一	一	一	九	九	九	九	九	九	一	三
八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
二	七	八	八	八	八	二	八	八	二	七	二	七	二
七	一	一	二	三	二	五	二	一	〇	八	七	九	三
五	二	二	五	一	五	五	八	〇	七	三	二	五	一
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
大	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	大	五
九	二	三	一	五	二	六	一	八	二	八	二	六	五
二	九	四	一	五	二	六	一	八	二	八	二	六	五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	七	五	七	一	八	八	四	三	〇	三	五	四	九
〇	二	二	五	九	二	八	大	三	三	五	五	四	九
日						日						日	
曜						曜						曜	
日						日						日	

九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	一	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	五
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二
三	八	二	八	二	八	二	八	二	七	二	七	二	七
〇	〇	〇	一	二	二	二	二	二	大	五	一	七	五
〇	〇	〇	二	一	五	五	五	五	八	〇	七	一	二
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
七	七	七	七	七	七	七	七	七	八	七	七	大	五
二	四	一	八	四	二	九	三	九	〇	七	一	四	三
一	八	二	九	一	八	二	九	三	九	〇	七	一	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
日						日						日	
曜						曜						曜	
日						日						日	

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
二	三	四	五	六	七	八	九	一	二
一	二	三	四	五	六	七	八	九	三
二	一	一	一	一	一	一	一	一	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
○	○	一	一	一	一	一	○	○	○
五	八	二	二	二	一	二	六	八	八
大	七	五	五	五	二	五	二	七	七
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
○	○	一	一	一	一	一	一	一	一
$\frac{3}{4}$	五	$\frac{1}{3}$	七	$\frac{1}{2}$	五	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	四	$\frac{1}{2}$
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
感	謝	祭	感	謝	祭	感	謝	祭	感

米の金買入政策
に對抗する英
佛の態度

米の金買入政策
に對抗する英
佛の態度

金買入政策により佛為替の低落したことは事
実である。之に對し英國が黙つてゐる筈がな
い。英國は例の為替平衡資金を以て「法」をやつて「磅」
の昂騰を防止せんとしてゐる、そこで佛國では最近五週
間に四十億法の金が流出したと傳へられる(一九三三年十二月三十日)かく
ては佛國も金本位を離脱するより外途がない、然る
ときは「法貨」の下落につれて「磅貨」が騰貴するであら
う、殊に佛國は末年度豫算赤字六億法の補填案中の官吏
俸給大分特別課税問題でダラモ内閣(十月三日成立)
反サロウ内閣(十一月二十七日成立)が相次で倒れ、新ヒシヨーダン内閣が成立した。而して新
内閣は官吏俸給特別課税を撤回して其の財源を公債に依る

ニとへした、従つて末年度豫算の爲めに公債は百億法の
公募をなすべしといふ(一九三三年十二月十九日) ダラヂエ工首相は辞職の
前日即ち二十三日インフレーション絶対反対法貨の実質
引下け反対、金本位を現状のまゝ完全に維持することを
下院において演説して下院の支持を求めたのであるが遂
に三ニ九票對ニ四一票即ち八十八票の差で敗北したのである。
十月末米國において、ルーズベルト大統領が海外市
場より金買入を聲明するや、佛國においては米國系銀行
家に對し「法」の貸付を嚴禁すべしと提唱されてゐたが、
佛國新内閣が二百億法といふ巨額の公債を発行する以上
「法」の低下を未だし米國の「弗」との競争を演するに至る
は必然にして遂に佛國も亦金本位を離脱せざるを得ざる
べし。

かうなると、佛貨の低價策はフイになつてしまふであら
う。

又平價切下にしてからがさうで、「弗」のみ平價切下し
て他國が其儘であれば結構だが、そとはゆかぬ、「磅」「法」
共ヒ之に追随するであらうから、これは為替協定の爲、
再び世界經濟會議が開催されるであらう——効果の有無
は別として——即ち十二月十一日のニューヨーカタイムズ
は報して曰く

「弗と磅の為替連繫安定の爲、米國當局は最近二回に
亘り英國政府へ相談を持ちかけた形跡があると、
然し米國政府は、さる事實なしと聲明した。」

次に株價の関係を見ると、左表の如くにして本年（一九三三年）十一月初には

スチール株

三七弗七五

工業株三十種平均

八九弗大二

であつたものが漸次昂騰して

十一月末にはスチール株

四三弗八七

工業株三十種平均

九八弗一四

となり

十二月末には

スチール株

四七弗五。

工業株三十種平均

九九弗九。

となつた、之を本年三月以降の價格に比較するとときは

スチール株

二四弗七五

三月初

二四弗七五

十月初

二四弗一二

十一月末

四三弗八七

工業株三十種平均

五二弗五四

三月初

九二弗九九

にして甚しき騰貴である。

十二月末

九八弗一四

十一月末

九九弗九〇

重要工業株相場表

二十二日	二十一日	二十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十一日	十日	九日	八日
四四	四五	四五	四三	四三	四三	四一	四一	四二	四二	四二	四二
三五	〇〇	三〇	〇〇	六〇	〇〇	三七	〇〇	五〇	二五	七五	〇〇
七〇	〇〇	七〇	〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一七八	一八八	一七七	一七七	一大大	一大大	一七大	一七大	一七一	一七三	一七〇	一七一
九〇	二〇	五〇	四〇	六〇	六〇	七〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
〇〇九	〇〇八	九八	九九	九九	九九	九五	九五	九九	九九	九九	九五
〇〇一	〇〇八	八八	九九	九九	九四	五	五	九九	九九	九九	九五
〇二大	二二大	大〇	〇〇	三大	三〇	五〇	五〇	九八	一〇	〇大	四五〇
七九八	九八七	八九	一九	一大	一〇	大〇	一〇	八〇	一〇	大〇	五三〇
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一九〇	一九一	一九三	一八八	一八八	一八八	一八〇	一八二	一八三	一八一	一八三	一八二

二十二日	二十一日	十九日	十八日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	九日	八日
四七	四五	四五	四大	四大	四五	四大	四七	四七	四七	四五	四五
一二	二五	六二	二五	一二	七五	六二	三七	〇〇	五〇	七五	五〇
一九〇	一八三	八八	八八	一八五	八八	一九一	九〇	一二	九三	一九二	一八五
九八	九五	九五	九七	九七	九八	九九	〇一	〇〇	〇一	一〇二	一〇一
八七	五〇	二八	二五	二〇	大	九五	四四	六九	大四	九四	九二
一八八	一八三	一八一	一八五	一八五	一八七	一九〇	一九三	一九二	一九三	一九四	一九二

價 格	株 數	指 標	價 格	株 數	指 標	價 格	株 數	指 標
四 六 五 〇	四 六 一 二	七 五 〇	四 六 五 〇	四 四 八 七	三 〇 〇	四 三 〇 〇	四 五 〇 〇	三 八 七 七
一 八 八	一 八 大	一 八 九	一 八 二	一 八 一	一 七 〇	一 七 四	一 八 四	一 八 一
一 〇 二	一 〇 一	一 九 九	一 九 九	一 九 八	一 九 八	一 九 大	一 九 九	一 九 八
〇 四	二 八	九 九	八 九	〇 七	八 九	一 四	二 三	七 七
一 九 四	一 九 三	一 九 四	一 八 八	一 八 九	一 八 八	一 八 七	一 八 二	一 八 九
十 二 月 一 日 二 日 四 日 五 日 六 日 七 日	二 十九 日 二 十八 日 二 十七 日 二 十四 日 二 十三 日	二 十九 日 二 十八 日 二 十七 日 二 十五 日 二 十四 日 二 十三 日						

價 格	株 數	價 格	株 數	價 格	株 數
四七	七五	四七	七五	四七	一九三
七五	五〇	四八	七五	四六	一九一
一九三	一九二	四七	〇〇	二十七日	二十三日
九九	九八	四八	〇〇	二十九日	三十日
九〇	九八	四七	〇〇	二十八日	二十八日
一九〇	一八八	四七	〇〇	二十七大日	二十七大日
一九〇	一八八	四七	〇〇	二十九大日	二十九大日

176 引き上くることが、できなかつた

紐育物價指數表

(一九一四年)七月を一つとす)(大正三年)

(日本銀行調査)

西暦	日本	物價指數	東京	参考
一九三三年 昭和八年 二月	七三、〇	一四二、八	ロンドン	パリ
十一月	一〇一、六	一四三、五	九七一	三九〇
十二月	一一一、二	一四二、一	九五、三	三八四
一二月	一〇一、四	一三九、六	九六、五	三八三
				三八九

資本の逃避

五

かうなつてくると、米國民は銀買をやる、米國公債を賣り放つて、外國公債買入をやる、殊に米國政府が金買入の為公債買上を中止したる等のため米國公債の價格は崩落した、つまり米國民は資本の海外逃避をやつてゐるのである、本年(一九三三年)三月から今日迄に約二十億弗の逃避と称せられてゐる。

そこで米國政府はウォール街の希望に添うて弗價安定を前提とする公債買上策を採用するか、それとも農民及び事業家の政治運動に動かされて紙幣増発策を取るかといふことが大きな謎となつた。

第五章 公債の借換と國債の増加

公債の買上と
第一次公債の借換

其の後政府は一旦中止した公債の買上をまた
またはじめた十月二十七日（一九三三年）の発表に
よれば此の一週間の買上は八百七十四萬八千弗であると
いふ、而して一方に公債の借換を試みた、その第一次は
第四回自由公債十八億七千五百萬弗の借換である。此の
借換は、その内五億弗は額面百一弗五十仙を以て現金公
募し残額十三億七千五百萬弗は旧公債と引換へること、左
つてゐた、而して此の現金公募の分は應募超過實に四倍
の好成績であったが、借換の方は成績あまりかんばしか
らず、十一月大日財務省の発表によれば引換の申込は前
週末を以て締切つたが、八億九千九百九十萬弗で合計応

募不足額は四億七千五百萬弗である、此の不足分は末年四月十五日に現金償還の必要に迫られてゐる訳である。

二

第二次公債借換

其の第二次公債の借換は十二月十五日(一九三三年)

償還期限到來の

七厘五毛利付公債	二五四、三大四、五〇〇弗
四分二厘五毛利付公債	四七三、三二八、〇〇〇

小計

セニセ、六九二、五〇〇

で其他支拂を要する

利子

一一四、〇〇〇、〇〇〇

あるを以て之を加ふるとキハ

八四一、六九二、五〇〇

合計

となる、此の元金償還及利子支拂の為期限一箇年利子年二分二厘五毛の政府新証券九億五千萬弗を平價で発行する旨十二月六日發表した、此の巨額の公債が消化される否やはルーズベルト大統領の通貨政策に対する一種の國民信任投票と見られるので、その結果に對しては多大の興味と注意が拂はれてゐる、其の結果は賣炭開始の翌日即ち七月应募申込債額二十七億千四百萬弗即ち応募額の約三倍となつたのでルーズベルト大統領は之が締切りを申した。

右の借換については、今後の通貨政策に關聯して各方面から注意され、一部では不換紙幣の發行によつて旧證券の償還に充てる外ないとまでいはれてゐたのであるが、政府は遂に通常通りの方法によることに決定した訳だ。し

かもかゝる多額の証券を一時に発行することは平時に置いては前例のない事であるが、政府当局は、かねてから銀行業者等に相談し又市場の現情をよく研究した結果確信を得た訳で最近五日同金買上値段が据置されたのはこのためだと、いはれてゐる（一オニス三四弗。一月三日以後ずっと此の値段で据置かれである）。兎に角か、る政府の態度は極端なインフレーションを恐れてゐる連中には多大の満足を與へるものと見られてゐる。

三

公債借換に
依る利子の増減

政府は第四回自由公債十八億七千五百萬弗中十四億弗の借換を了し之によつて利子約千萬弗減少し得る勘定となつてゐたが、今回賣出の新公債の利子が高い為、政府の負担は却つて大きく左つたとい

はれてゐる、これは政府が新公債の利子を高くせざるを得なかつたのは、最近政府公債が軟化したこと及び弗の不安定等に基くものだと信してゐる。

四

國債の増加

かくの如く政府は公債を買上げて見たり、公債を募集して見たりしてゐる、結局公債の劇増は免かれぬであらう、國債増加の非難としては、アイオワ州选出共和黨上院議員デッキンソン氏はレヴュー・オブ・レヴュー誌へ政府の放漫政策を非難せる一文を寄稿した、曰く

アメリカは政府の放漫政策により、数十億弗に達する買債を増加しつゝあり、その重圧の下に最早支拂不能の状態に進みつつある、我々は今となつては支

拂不能を気にしない積りである。一九三三年十一月三十日

今、米國の國債は尤の如くである

月三十三日

十日現在)

一九一三年
一九一四年
一九一五年
一九一六年
一九一七年
一九一八年
一九一九年
一九二〇年
一九二一年
一九二二年
一九二三年
一九二四年
一九二五年
一九二六年
一九二七年
一九二八年
一九二九年
一九三〇年
一九三一年
一九三二年
一九三三年
一九三四年
一九三五年
一九三六年
一九三七年
一九三八年
一九三九年
一九四〇年
一九四一年
一九四二年
一九四三年
一九四四年
一九四五年
一九四六年
一九四七年
一九四八年
一九四九年
一九五〇年
一九五一年
一九五二年
一九五三年
一九五四年
一九五五年
一九五六年
一九五七年
一九五八年
一九五九年
一九六〇年
一九六一年
一九六二年
一九六三年
一九六四年
一九六五年
一九六六年
一九六七年
一九六八年
一九六九年
一九七〇年
一九七一年
一九七二年
一九七三年
一九七四年
一九七五年
一九七六年
一九七七年
一九七八年
一九七九年
一九八〇年
一九八一年
一九八二年
一九八三年
一九八四年
一九八五年
一九八六年
一九八七年
一九八八年
一九八九年
一九九〇年
一九九一年
一九九二年
一九九三年
一九九四年
一九九五年
一九九六年
一九九七年
一九九八年
一九九九年
二〇〇〇年

一九二三年
一九二四年
一九二五年
一九二六年
一九二七年
一九二八年
一九二九年
一九三〇年
一九三一年
一九三二年
一九三三年

六月三十日
一二月三十一日
二二、二二、二一
二三、八一、三、七九

右に對しレーズベルト大統領の新議會（一九三四年四月四日）の豫算
教書ヒ依れば將來の公債現在見込額は

一九三四年六月末 二九、八四七、〇〇〇（一九三三年六月末日比し
増七、三〇四、八四〇）

一九三六年六月末 三一、八三四、〇〇〇（一九三四年六月末日比し
増一、九八七、〇〇〇）

である、而して國債償還に依る減額は、此の以後において行はるべきである、といつてゐる。

第六章 農產物の生産制限と

生活必需品の騰貴

生活必需品の騰貴

元未物價は前記の如く僅かに戰前に比し一割の増加となりたるが、之は卸賣物價にして、小賣物價は相當の騰貴を示してゐるのであらう、それで一般消費者は樂でないらしい、即ち米國農務省の發表によれば（一九三三年十二月十九日）農產物總價格概計は

本年 四、〇七六、五三七千弗

昨年 二、八七九、五一七
差引増加 一、一九七、〇二〇

にして約四割三分の劇増である。

農産物の生産制限

二

それは農村救済法により、棉花、小麦、玉蜀黍、豚牛、羊、米、煙草、牛乳製品等主要農産物の生産を制限したるためである。尤も農民に對しては政府すら一定の補償金を交付する。但し其の財源は主として加工税の徵收による。

今制限の一概をしるせば、棉花の如き七月一日現存耕地面積四千九十二萬九千工一力此の收穫豫想高千七百四萬千俵に對しニ割五分の減產を試みた。其の減段千二十三萬ニ千工一力一減產量四百二十萬五千俵で、減產に相當する綿花が畠で既に発育中の所を鋤き倒された。相当する綿花が畠で既に発育中の所を鋤き倒された。十

二月二十日政府發表の最終の收穫豫想に依れば、植付段

	價格 四月十五日	價格 七月十五日	價格 十月二日	增加百分率 四月一十月
羊毛	四〇、二八五	六九、〇六五	九〇、二	九〇、二
大麦	一一七五	四五、七五	三六、二五	六六、七
亞麻仁	一一八、二五	二二〇、五〇	一八四、五〇	五八、八
ライ麦	四大、〇〇	九七、七五	七一、二五	五四、九
雞卵	一三、二五	一五、〇〇	二〇、〇〇	五〇、九
稗花	六、七〇	一一、四〇	九、九〇	四七、八
小麦	六三、〇〇	一一二、八八	三八、一	三八、一
王蜀黍	三三、五〇	六三、二五	二二、五	三四、三
ベタ	二〇、〇〇	四五、〇〇	一〇、九	一〇、九
牡豚	五、〇五	二四、五〇	二二、五	二二、五
牛	一〇〇、〇〇	四四、五〇	一七、三	一七、三
平均	一六二、七〇〇	一四四、五	一〇、九	一〇、九

別三千十四萬四千エーカー收穫量千三百十七萬七千俵である。故に減段は千七八萬五千エーカーで、減量は三百九十六萬四千俵であるといふ。尚前年度より持越し品千六百二十四萬七千俵は海外輸出が計畫されてゐる、而して明年度(一九三四年)の米棉段別は二千五百萬エーカーまで減縮する計畫であるといふ。

小麦は四十一年末の減收で畠の小麦を鋤き倒す必要はなかつたが前年からの持越が頗る多量に上るので、末年度の作付段別の一割五分即ち約九百六十萬エーカーを制限する計畫である、其の実績は

一九三一年

九〇〇、二一九

千五百セル

一九三二年

七二、七八三一

一九三三年

七月一日豫想
実收
高
四九五、六八一
五ニ七、四一三

である、そして一方本年度への持越高を調節する為、大洋岸にある小麦三千五百萬乃至四千萬ブツセルを東洋方面へ輸出する計畫である。

玉蜀黍は明年度の作付段別を過去三箇年の平均作付段別一億五百三十万六千エーカーに比し少くとも二割方減少せしめる、即ち段別に於て二千七萬三千エーカーを減少し收穫量に於て三箇年平均收穫量は二十五億七千二百萬ブツセルを減ずる訳である。

さて其の次に農家の豚である、年未の増産で過剰を来たしてゐる所へ、今年は豚の飼料なる玉蜀黍が未曾有の減

收、豚を飼ふ農家は悲鳴をあげた、其処で過去三箇年の平均飼育数五千八百大萬四千百頭の二割五分即ち千四百五十一萬大千頭を減少する計畫である。

右の玉蜀黍及豚の減産に對する補償金の豫定は三億五千萬弗であるといふ（其の財源は加工税）

三

農產物生產
制限對事務
補償金

十二月十日農業調整局の發表に依れば、本日までに同局が農村救済法に基き重要農產物の減段も実行したる農家に對して交付したる減段償金は一〇九、六八七千弗四、三三八二、〇八八

棉花
小麥
煙草

一一五、〇三三

であるといふ。

四

計

農村問題アベルト大統領
スベルト大統領
農民の協力要求

一一五、〇三三

元末農村問題は世界の重大問題の一である。十二月十一日シカゴにおいて開かれたるアメリカ全國農會聯合會年次大會に對して、ルーズベルト大統領は左の如きメッセージを寄せ政府の匡救事業に對する農民の協力を求めた。

農產物の需要供給の不均整はよつて来るところ遠く、過去数年に亘つて、齎らされたものであるから、これを一夜にして是正することは到底あし能ふところでない、然しうがら農村の錯雜せる事態の前途が今

や著しく变つて来たことは事実で通貨は今やこれを必要とする人々の手に流れ入りつゝあると信する、かくて吾々は現状打開の途に進みつゝあるが、然しかるが故に余は政府の努力に對し農民諸君の全幅的協力を切望してやまぬものである。

五

全米農會聯合會
年次大會の決議

年次大會は（一九三五年三月）^{（一九三五年三月）}次に農民の意見を紹介しやう、過日東シカゴで開會されてゐた、アメリカ全國農會聯合會の如き決議を可決し、ルーズベルト政府の農村対策支持の態度を明にした。

本大會は政府の農村更生計畫を支持するとともに、政府

において特に左の點に留意されんことを要請する。

一、農產物價の回復を圖る農產物價と他の物價との比率の回復に努力すること。

二、能ふ限り不变の購買力と債務辨済力を持つ通貨を確立する意味において商品弗制を断乎採用すること。

三、通貨供給の潤沢を期する意味において銀の正貨復位を行ふべし。

第七章 輸出貿易の促進計畫と 關稅獨裁權案の準備工作

禁酒法の撤回を機
会に輸出貿易の
促進計畫

一

又米國政府は禁酒法の撤回を機會に米國を目標にけて殺到する各國の酒類を種に、かねて自國の對外輸出貿易を促進せんと計畫中であつたが十二月十一日（一九三三年）ワシントン政府は英佛兩國大使を招致し

米國から輸出される農產物に対する関稅引下を交換條件に酒類輸入割當量を増加する件

に付交渉を用始した、續いてイタリー、ドイツ、カナダ、ボルトガルその他酒類輸入稅につき伸縮稅を設定し、アメリカ品の輸入限度により酒類輸出國間に差別を設ける方針である。

財務省の見込によれば酒類の消費量は約一億五百万ガロンで此の内千四百万ガロンが輸入されるものであるといふ。(十二月四日)

關稅獨裁権要求
の準備工作

之に伴ふて大統領は自由互恵主義に基キ各國も新通商條約を締結する為、關稅問題に廣汎なる権限を大統領に附與せんことを議會に要請する意向で十二月十一日ホワイト、ハウスにおいて

財務長官代理 モルゲンソウ氏

労働長官 パーキン女史

復興金融會社々長 ジヨーンズ氏

酒類販賣取締局長 ミヨート氏

及び國務省の代表者の聯合會を開き、大統領も出席の上具体的的對策を協議した、其の結果關係當局は大統領の同意を受けて、これに必要な法律案の起草を完了したとのことである。

新法案の骨子は禁酒法の撤廃に伴ふ海外からのアルコール類の輸入に關し、之を輸出する各國が米國品を輸入する割合に応してスライディング、スケールにより關稅率を増減する権限を大統領に附與すべき一種の伸縮關稅法で、米國政府は若し右法案が議會の承認を経れば單にアルコール類のみに適用するに止めず、實際上あらゆる輸入品に適用し、外國との通商條約締結に際し、之を基調として交渉を進めんとするもので如くである。

206 若し議會が右法案を可決すれば、大統領は外國との通商

條約の内容如何によつて、関税率を決定する権限を附與される筈で、現在関税率の変更は必らす議會の承認を必要とするのに比し、今後は單に下院に對して條約の批准とのみ、求むれば足りること、なる。 (一九三三年十二月十一日)

三

当業者の輸入
税引上要請

これに關連して十一日約百名の全米産業界の巨頭がワシントンに集まり協議の結果低廉な外國品の輸入防遏のため、輸入税の引上を政府に要請した、其の理由として彼等の主張するとこゝは NRA運動の結果最近物價が一般に騰貴した、ために國內製造業者は外國品との競争で著しい苦境に陥

つた。
といふのである。(一九三三年十二月十一日)

四

特別通商政策
委員会の設置

米國政府が外國貿易に影響あるべき政府の政策行動の監督をなさしるべき目的を以て「特別通商政策委員會」の設置計畫をしてゐたが、本日(一九三三年十二月十一日)大統領ルーズベルトは右委員會創設を発表し同時に委員長としてマジヨーディング氏を任命した。

マジヨーディング氏は農村救済法実行機関たる農業調整局の長官であるが、氏が通商委員會長に轉補せられると共に、從来農業調整局内の生産部長であつた、ナエス

なること、なつた。

右通商委員會には從来各省共通の諮詢委員會として活動してゐた、互惠條約委員會、通商政策委員會等の各委員會も包含せしめることが、なつた、而して今回常設の通商制度に関する國際的取極めを行ひ、この制度を通じてアメリカの過剰物產を酒類其の他の輸入品と交換的に輸出する件につき協議を開始するものと見られてゐる、尚ほピーグ氏が右通商委員會長に轉せられた結果、從來農業調整局内において鬼角物議を醸してゐた、ピーグ氏と大統領頭脳帷幄のタグ・エル氏一派の意見對立は、こゝに解消したものと見られてゐる。(一九三三年十二月十一日)

五

輸出統制會社
設立の計畫

尚ほこれが実行のために輸出統制會社設立の計畫を立て、ゐる。(一九三三年十二月十六日)それは政府、民間、工業者及實

業家と共同出資として資本金約十億弗とする、其の任務は、

一、同會社は政府の統制の下に置かれ、輸出向け生産の管理を有す。

二、政府は輸出割當を増加して、海外市場の發展を期するため、輸入品と関稅の關係につき、十分當該輸出國と折衝を重ね、アメリカの輸出を有利ならしめるやう努力す。

ソヴキット聯邦
との國交回復

汎米會議に
對するアメリ
カの策動

又日本において、各國が日本品の輸出を阻害する
ので、之が對策を講じつゝあるが、殊に米國
の産業復興に對する對策反中南米進出が最も重要なも
のとして官民共同研究をなしつゝある、而してアメリカ
においては十二月上旬南米ウルグアイ國モンテヴィイデオ
市において開催されるべき第七回汎米會議には國務長官ハ
ル氏自から出席し（十一月五日）南米諸國を西海岸より順次歴
訪する旨公表された其の眞の目的は十月二十三日のラ
オで米國主導復興のため南米諸國との國際協調が必要な
る旨を述べてゐる、此の目的のため先づ南北兩大陸を通す
る開港政策による汎米經濟の基を作り續いて米金融機関を設置せんと

尚ほこれに關し注意すべきはアメリカが產業
復興關係よりしてソヴキット聯邦と國交回復
（一九三三年十一月十五日）をしたことであり、貿易關係に於て強敵
たる日本との提携に關しては國務省官邊において消極的態度
を持してゐることである。（一九三四年二月に至り日米親善の文書が廣田外相（青木子日発）とハル
國務長官（三月三日回答）との間に交換されたが、これは非公式個々の接觸に過ぎない）
殊にソヴキット聯邦と米國の關係は北樺太を米國に租借せ
しむるといふ宣傳がある、又米國は自國の棉花、豚及其
他の家畜の肉類並に鉄道用器具機械類を輸出し其の代
價としてソヴキット聯邦產金五千萬弗の大部を吸收せ
んと計畫されてゐる。（一九三四年一月八日）

計畫してゐる。

汎米金融機関設置案の要旨は

一、南北両大陸における経済問題処理の總合機関として、
汎米投資局を設置す。
一、右投資局機構は米國の聯邦準備銀行とラテン、アメリカ
各國との國立銀行との聯絡を計るものとする。
である。

此の汎米會議は愈々十二月三日開会し汎米不戰條約、關
稅引下げ、互惠條約締結の決議、ボリビア、パラグアイ
の戰鬪停止等の收穫をあげて、同月二十六日閉会した。
此の會議は米國に対する中南米の反感濃厚ありしに鑑み、
相當反米的であらうと豫期されたが、事實はさまでのこ
となく唯キニベー代表が、米國の干渉排撃を呼號した位

で、他の多くは却つて米國に迎合的態度を示した。殊に
國務長官ハル氏の提議したる、汎米諸國間に二國互惠條
約を締結すべき件は、

余は汎米諸國が相互間の貿易において禁止或は制限
の條項を撤廃し、且つ關稅率の漸進的引下げを規定
した二國間の互惠條約締結交渉を開始せんことを
といふにありて、満場一致を以て可決せられた。斯くて米
大陸諸國民が共通の目的を再確認して經濟ブロックを形
成すること、ならば、金融關係においても米國が中権と
なつて其の全權を掌中に收め汎米の死余を制する時が来
るであらう。

最近における閣
税獨裁権要求の
具体案

其の後此の閣税獨裁権附與の要求に關しル
スベルト大統領は三月二十八日（一九三四年）閣
係閣僚及ば上下両院の民主黨領袖連をホワイト、ハウスに
招致し協議を遂げたが、結局左の矣につき意見の一一致を
見たと傳へられた。（一九三四年三月八日）

- 一、外國と互惠閣税協定交渉を行ふ権限を大統領に附與
すべき手段を速かに講すること。
- 二、大統領に対し向ふ三箇年間五割を最高として現行閣
税率を引下ぐべき権限を附與すること。
- 三、但し大統領は無税品表中から或る品目を除去し又は
新左品目をこれに追加する権限を有しない。

第八章 國家産業復興法の補強工作

産業復興計畫
阻害者に對し
嚴罰主義をとる

國家産業復興法は元々失業者の救済的就職を特色とするから國家産業復興法が同業規約による産業は能率減退してゐる。

そして政府は國家産業復興法の徹底に奮闘してゐるが、事業家等はどこを風が吹くかとばかり一向、これに取合はず従つて國家産業復興法による法典にも署名参加せず自分勝手に賃銀の引上げを行ふだけで済ましてゐるものもあれば、又同法典に署名して実行を誓約せるにも拘はらず、實際は同法に違反して営業をなしつゝあるものがおつて、実効が舉からない。

そこで、ルーズベルト大統領は協定に違反し國家的復興

計畫を阻害する者に對して嚴罰主義を以て臨むこととなり、違反者は五百拂の罰金刑若くは六箇月の懲役に処する旨の行政命令が発せられ同時に産業復興局長官ジョンソン氏に産業法典に制定されたる規約の侵害を防ぐための全権を委任した。(一九三三年十月十一日)

又違反者を當局に密告せしむる手段として全國の郵便局に密告通告用紙を配布し市民は隨時其の発見者を右用紙に記入申告せしむる(匿名にて)一種の秘密探偵的手段を実行した。

かくの如く國家産業復興法の補強工作を要するに至つた。

スウォーフ氏の
産業統制機関
設置の提唱

二

次いで、ゼネラル、エレクトリック、会社々長として米國産業界に重きをなすギエラルド、スウォーフ氏の産業統制機関設置の提唱となり、産業復興局長官ジョンソン将軍も亦之が支持を表明した(一九三三年十一月一日)。次てジョンソン長官はルーズベルト大統領に對し、産業復興規約並にブルankeットコード(總括規約)による再雇傭規定の運用は、あまり思はしくない、各規約を完全に実行するやう速かに何等かの処置を講じなければならぬと、進言した。(一九三三年十一月十五日)

第九章

労働組合の繁昌

労働組合員
の増加

唯た繁昌してゐるのは労働組合のみである。

労働者は國家産業復興法により、自己の意思によつて組合を組織する権利を有し且つ自己の送ふ所の代表者によつて團体的に交渉することが出来るこゝとなつた。

又全産業に適用すべき最低賃銀最高労働時間一般統制に関する法典によつて

一九三三年九月一日以後は十六年未満の者を使用せぬこと。

二 各種商業にあつては一周四十時間を最高労働時間とすること但し営業は五十二時間以上之を行ふこと。

三、工場にあつては一日八時間、一週三十五時間を最高労働時間とすること。

四、賃銀を大体一九二九年（昭和四年）の率に引上くることとし、それには商業の場合には各都市の人口を目安として一週十二弗乃至十五弗の最低限を設け、工業の場合には一時間を最低限度とす、但し一九二九年七月に四十セント以下の賃銀を支拂ひたるものは、その当時の賃銀を最低とし、一時間三十セント以上に定めること。

だから労働組合の會員数は著しく増加し米國總同盟會頭グリーン氏によれば組合員百三十万人を二千五百万人まで増加せんとする目標をたてゝゐることである。

二

同盟罷業の
増加

従つて此の労働者の権限增大に対する資本家が一戦を交へずして降服する筈がない、これが現在ストライキの多い原因である、即ち同盟罷業件数は左表の如く一九二一年以来漸次減少したるに、一九三三年に至り俄に増加を示すに至つた。

労働同盟罷業件数表

月 次	一 九 三 三 年	一 九 三 二 年	一 九 二 二 年	一 九 二 一 年
一 月	六七件	七九件	一一六件	二三六件
二 月	九一	五一	七三	一九四
三 月				

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
	七二	一三三	一三一	一一三	一九八	一七九	一七九	一七九	一七九	七二
	七三	六四	五八	八八	九三	八〇	七一	七一	七一	七三
	九九	五九	五九	八八	九三	八〇	一四三	一四三	一四三	一〇二
	一〇二	一五二	一五一	一四五	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	五七二
	二九〇	一五二	一五二	一五二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	二九〇
	一九〇									
	一九〇									
	一九〇									
	一九〇									

労働組合の國
家産業復興法
に対する苦情

三

元末労働争議は好景気の時に多くして、不景氣の時に少ないのを例とする。然るに本年の不景気を以てして何故それが取年に比し劇増するに至つたのであるか、それは國家産業復興法の影響なのである。而して彼等は九月下旬（一九三三年）中西部農民罷業に刺戟せられて米國労働總同盟を通して末年一月の議會を期して「打倒國家産業復興法」の計畫を極秘裡に練つてゐる。労働組合の同法に對する反対理由の基礎は蓋産業復興法及び其の實施に當つてゐる政府の態度が労働者を圧迫し、且つ其の利益を害する。

止して、これに代るべく、産業統制制度を設定するか少くとも現在の國家産業復興法に根本的な修正を加へるべしといふのである。尚ほ労働總同盟側の主張に依れば、同法による失業労働者の救済も部分的の効果は別と見て、全米的分布に十分の計畫が立たないために今日に於ても救済を要する失業者は千万人以上にのぼつてゐる。

と指摘してゐる。

四

公共事業局支拂の労銀に対するロージャース教授の批難と産業復興局長官ジョンソンの辯明

ところが、頭脳トラストの一人、ロージャース教授は、ワーレン教授の下で通貨問題の處理に當つてゐたものであるが、氏は今回公共事

業局の事業よりに攻撃を浴せ、同局の支拂つてゐる労銀。は國家産業復興法の許容する範囲を越え夢額に失する結果、小規模の地方産業を脅かし、これを破滅の淵に陥るのであると聲明し、更らに此の過度の失業救済策の赤字豫算を脅威し、政府の信用を侵し、米國民をして無統制なインフレーションに陥れる危険があると述べた。されば対外復興局長官ジョンソンは將軍はロージャース教授のいふ如く産業復興局と公共事業局の仕事の上に矛盾點のあることを是認してゐるが、公共事業局當局は失業救育のため民間事業を脅かしてゐるといふのは當らないといつてゐる。(一九三三年十二月十五日)

第十章 窮民の救濟

直接救済を要す人々

農民は救農施設の計畫の大きいのに拘らず、何等受益してゐないとして不平を云ふて居る。農民の買ふ品物はどんどん騰貴してゐるといふ、然かも彼等は通貨の膨脹に雷同してゐる。通貨の膨脹は更に生活費の昂騰

冬季における
窮民救済問題

此の如く農民も労働者も不平満々であるが、かくして此の冬季（一九三三年）を如何に過すべきか、千万人の失業者を擁してゐる米國は噴火山上に舞踏してゐるやうな状態である。そこで此の窮民の救済問題が此の冬季に於て処理せられねばならぬやうになつた。

二

を来すであらう、かうした厄介事の多いなかにルーズベルト大統領は来る冬季の貪窮民及失業者の直接救済を何んどかせねばならぬ、緊急救済事業局長のホーブキンス氏は失業者は減少したにも拘らず、現に公被扶助者名簿に載つてゐる三百五十萬家族に更に百万家族を加へることにならう、何となれば民間義捐金品がずんく減じて来たからである、約千五百万人に対して公基金から衣食を給しなければならぬであらう、此の外に私的の慈善團体及個人から扶養されてゐる者が尚ほ沢山在るのである。

三

労働争議と
窮民救済資金の關係

かゝる状態にある上に、労働争議頻発に伴ふ労働組合員が窮民救済資金を涸渴せしむるニ

とである、平常時であると、労働組合員はストライキに際して組合員又は組合本部からの支持を受け得たが、今日では左様な糧道はないから、ストライキの起る毎に公的救援資金は涸れる訳である。従つて主要工業中心地で持続せる労働争議が解決しない以上、公の救済に頼る人の数は多くなるであらう。

アメリカ労働聯盟では、組合員が鬼角行き過ぎるのを認め現今のやうな時に早急にストライキに訴へるのは得策でないと警告を発したくらいたいである。(一九三三年十月二十日)

四

窮民の救済資金

ルーズベルト大統領は緊急救済事業局長ホーブキンス氏に食糧、燃料及被服購入のために聯邦救援基金

から三五〇、〇〇〇、〇〇〇。弗を支出すべきことを命した。(一九三三年)
州は此の目的のために約三五〇、〇〇〇、〇〇〇。弗を餘計持つこととなり、終計
七〇〇、〇〇〇。千弗

足らずになる見積である、福祉運動が全國の都市で盛り上って来た、然し发起人達は一般の傾向は聯邦政府の力に頼って来たのをみて失望してゐる、なんと左れば國庫の補助を増加するには次の議會に待たねばならぬからである、即ち急場の間にあはめからである。

五

窮民救済の施設

二十一日(一九三三年)全國にわたり過剰食糧品の買上を命した、右買上案の内容は次の如くである。

- 一、聯邦政府は牛肉、乳酪、豚、家禽、棉花、棉実を買上げる。
 - 二、右買上價格は市場價格に依る。
 - 三、買上資金總額は七千五百萬弗とする。
- 右買上品は冬季窮民に配給すべく、命令を発したといふ、之に廻しルーズベルト大統領秘書官は次の如く聲明した
- 全國を通じ、救済名簿に登録されてゐる窮民家族數は約三百五十萬に上つてゐる。最近窮民救済事業が改善されると共に、これ等窮民家族に対する給與の水準は著しく向上したが、衣食の給與が依然不足を告げてゐる。

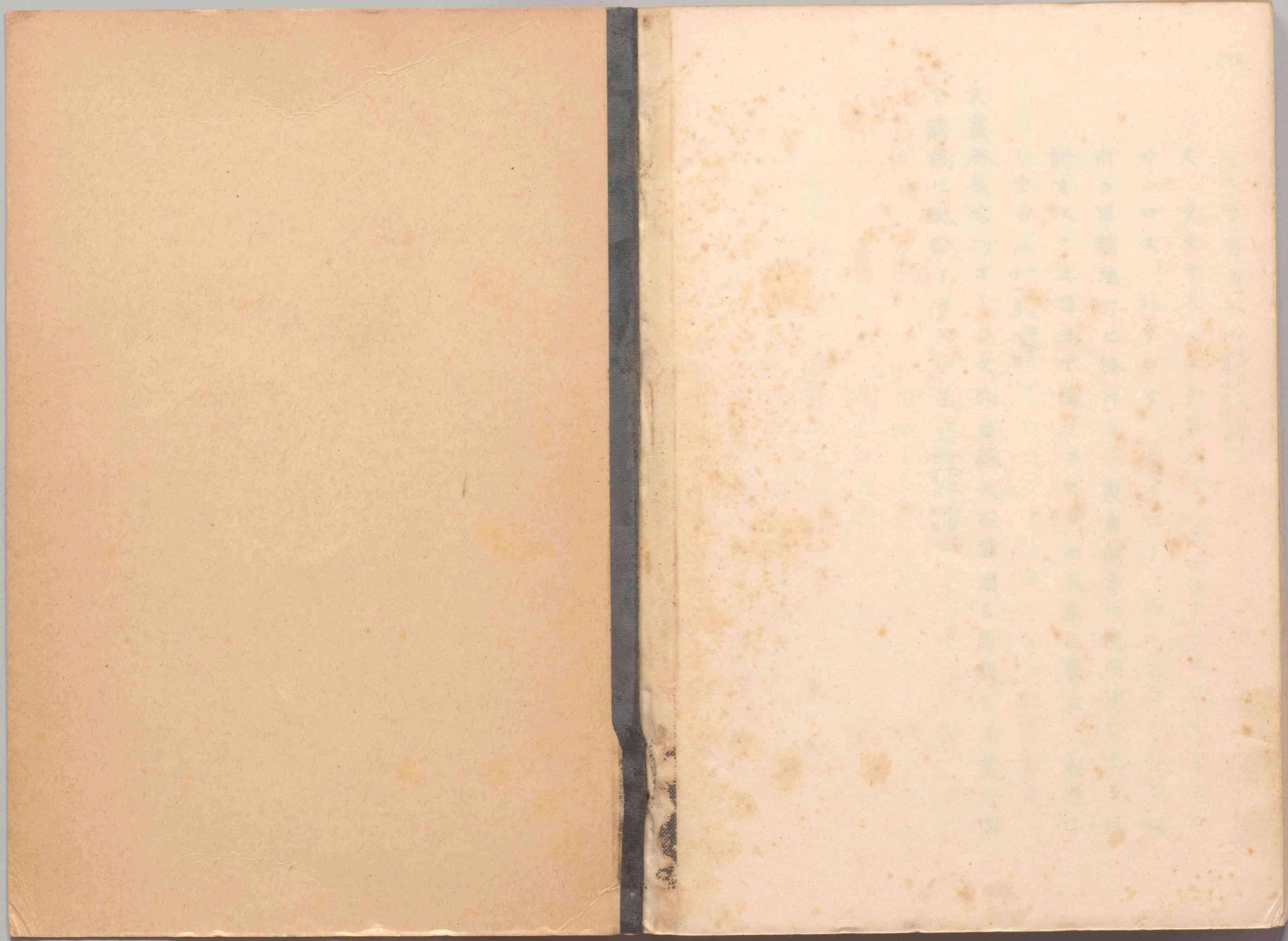
其の後救済當局の発表に依れば、

窮民救済の為政府が買上けたる小麦は六百八十万 ブツ

セルである。(一九三三年十月二十五日)

又、テキサス、オクラハマ、コロラド、ニュー、メキシコ
カンサス、北タゴタ、南ダコタ、ワイスコンシン諸
州の旱魃地方に於ける、家畜飼育に使用せしむる目
的を以て五百五十萬ヅセルの小麦を買上、充当せ
しさる。(一九三三年十一月八日)

又農務長官ウオーレス氏は豚大百萬頭を屠殺して其の肉
を窮民に配給するといふ。(一九三三年十月十七日)



群馬県立図書館



0706657-4